

土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について（平成3年5月31日付け3構改D第389号農林水産省構造改善局長通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後

(国営：その1)

予 算 区 分 一 般 会 計（歳 出）	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		農 林 水 産 省			
		国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水			〔 〕書は農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [[]]書は農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。 [[2/3]] [[19.4]] [[10]] <2/3> <30> <3.4> <<2/3>> <<30>> <<3.4>> <<70>> <<30>> <<0>> <<<50>>> <<<32>>> <<<18>>> (2/3) (19.4) (9) ((2/3)) ((22)) ((11.4)) [2/3] [22] [11.4] 〔ただし田以外：特殊土壌等〕 2/3 17 6 〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕 50 25 10 (50) (29) (14) ()書は更新事業に適用する。
		70	25	5	
		70	20	8	
		2/3	23.4	8	
		2/3	20.9	8	
		2/3	19	8	
		2/3	17	6	
		[2/3]	[17]	[7]	
		[[2/3]]	[[19.4]]	[[10]]	
		<2/3>	<30>	<3.4>	
		<<2/3>>	<<30>>	<<3.4>>	
		<<70>>	<<30>>	<<0>>	
		<<<50>>>	<<<32>>>	<<<18>>>	
		(2/3)	(19.4)	(9)	
		((2/3))	((22))	((11.4))	
[2/3]	[22]	[11.4]			
			()書は更新事業に適用する。 (())書は緊急対策に適用する。(注26) 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)		
			〔田以外：特殊土壌等〕とは平成5年4月1日付け5構改D第194号による改正前の国営かんがい排水事業実施要綱第6の1の(1)のウの(イ)及び(2)に規定する特殊土壌地帯における田以外にかかる部分並びに琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)に基づく指定に係る事業を示す。		
			〔ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 ()書は更新事業に適用する。		

改正前

(国営：その1)

予 算 区 分 一 般 会 計（歳 出）	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		農 林 水 産 省			
		国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水			〔 〕書は農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [[]]書は農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。 [[2/3]] [[19.4]] [[10]] <2/3> <30> <3.4> <<2/3>> <<30>> <<3.4>> <<70>> <<30>> <<0>> <<<50>>> <<<32>>> <<<18>>> (2/3) (19.4) (9) ((2/3)) ((22)) ((11.4)) [2/3] [22] [11.4] 〔ただし田以外：特殊土壌等〕 2/3 17 6 〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕 50 25 10 (50) (29) (14) ()書は更新事業に適用する。
		70	25	5	
		70	20	8	
		2/3	23.4	8	
		2/3	20.9	8	
		2/3	19	8	
		2/3	17	6	
		[2/3]	[17]	[7]	
		[[2/3]]	[[19.4]]	[[10]]	
		<2/3>	<30>	<3.4>	
		<<2/3>>	<<30>>	<<3.4>>	
		<<70>>	<<30>>	<<0>>	
		<<<50>>>	<<<32>>>	<<<18>>>	
		(2/3)	(19.4)	(9)	
		((2/3))	((22))	((11.4))	
[2/3]	[22]	[11.4]			
			()書は更新事業に適用する。 (())書は緊急対策に適用する(注26) 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)		
			〔田以外：特殊土壌等〕とは平成5年4月1日付け5構改D第194号による改正前の国営かんがい排水事業実施要綱第6の1の(1)のウの(イ)及び(2)に規定する特殊土壌地帯における田以外にかかる部分並びに琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)に基づく指定に係る事業を示す。		
			〔ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 ()書は更新事業に適用する。		

改正後

	(土地改良施設突発事故復旧・ 防止 事業)	2/3 (70)	30 (30)	3.4 (0)	()書は基幹施設型に適用する。
農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備	2/3 <2/3> <55> <55> <50> (2/3) (2/3)	17 <24.4> <30> <28> <29> (25.2) (30)	6 <5> <10> <11> <14> (5) (3.4)	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は農地再編整備の次世代農業促進型、草地整備型、 新畜産促進型 及び国営緊急農地再編整備に適用する。 (())書は流域治水対策に適用する(注29)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正前

		(土地改良施設突発事故復旧事業)	2/3 (70)	30 (30)	3.4 (0)	()書は基幹施設型に適用する。
農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備		2/3 <2/3> <55> <55> <50> (2/3) (2/3)	17 <24.4> <30> <28> <29> (25.2) (30)	6 <5> <10> <11> <14> (5) (3.4)	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は農地再編整備の次世代農業促進型、草地整備型及び国営緊急農地再編整備に適用する。 (())書は流域治水対策に適用する(注29)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 後

(国営：その2)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		北 海 道				
		国庫率	道	市町村		
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	85	12	2	〔 〕書は直轄明渠排水及び内水排除に適用する。 〔 〕書は環境保全型かんがい排水事業、農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 〔〔 〕〕書は環境保全型かんがい排水事業、農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 く>書は併せ行うため池整備に適用する。 (注23) く>>書は一体的に行う耐震化対策、一体的に行う地域防災対策、一体的に行う豪雨災害対策及び流域治水対策事業に適用する。(注24) く>>>書は一体的に行う地域防災対策及び一体的に行う豪雨災害対策に適用する。(注32) ()書は更新事業に適用する。 (())書は緊急対策に適用する(注26) 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 ()書は更新事業に適用する。
			(80)	(15)	(5)	
			85	10	2	
			80	15	2	
			[80]	[15]	[3]	
			[[80]]	[[16]]	[[3]]	
			(75)	(19)	(6)	
			75	19	3	
			85	15	0	
			85	13	2	
			75	22.5	2.5	
			75	20	4	
			75	17	3	
			[75]	[17]	[4]	
			[[75]]	[[18]]	[[5]]	
			<75>	<25>	<0>	
			<80>	<20>	<0>	
			2/3	23	5	
			60	27	5	
			<<85>>	<<15>>	<<0>>	
			<<80>>	<<20>>	<<0>>	
			<<75>>	<<25>>	<<0>>	
			<<<50>>>	<<<32>>>	<<<18>>>	
			(85)	(12)	(2)	
			(80)	(16)	(2.5)	
			(75)	(18)	(4.5)	
			((85))	((13))	((2))	
((80))	((17))	((3))				
((75))	((19))	((6))				
[85]	[13]	[2]				
[80]	[17]	[3]				
[75]	[20]	[5]				
50	27.5	9				
(50)	(31)	(13)				

改 正 前

(国営：その2)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		北 海 道				
		国庫率	道	市町村		
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	85	12	2	〔 〕書は直轄明渠排水及び内水排除に適用する。 〔 〕書は環境保全型かんがい排水事業、農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 〔〔 〕〕書は環境保全型かんがい排水事業、農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 く>書は併せ行うため池整備に適用する。(注23) く>>書は一体的に行う耐震化対策、一体的に行う地域防災対策、一体的に行う豪雨災害対策及び <u>洪水調節機能強化事業</u> に適用する。(注24) (新設) ()書は更新事業に適用する。 (())書は緊急対策に適用する(注26) 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 ()書は更新事業に適用する。
			[80]	[15]	[5]	
			85	10	2	
			80	15	2	
			[80]	[15]	[3]	
			[[80]]	[[16]]	[[3]]	
			[75]	[19]	[6]	
			75	19	3	
			85	15	0	
			85	13	2	
			75	22.5	2.5	
			75	20	4	
			75	17	3	
			[75]	[17]	[4]	
			[[75]]	[[18]]	[[5]]	
			<75>	<25>	<0>	
			<80>	<20>	<0>	
			2/3	23	5	
			60	27	5	
			<<85>>	<<15>>	<<0>>	
			<<80>>	<<20>>	<<0>>	
			<<75>>	<<25>>	<<0>>	
			(新規)			
			(85)	(12)	(2)	
			(80)	(16)	(2.5)	
			(75)	(18)	(4.5)	
			((85))	((13))	((2))	
			((80))	((17))	((3))	
			((75))	((19))	((6))	
			[85]	[13]	[2]	
			[80]	[17]	[3]	
			[75]	[20]	[5]	
			50	27.5	9	
			(50)	(31)	(13)	

改 正 後						改 正 前					
	(土地改良施設突発事故復旧・ 防止 事業)	75	25	0			(土地改良施設突発事故復旧事業)	75	25	0	
		85	15	0				85	15	0	
		80	20	0				80	20	0	
農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備	75	15	4	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は農地再編整備の次世代農業促進型、草地整備型、 雑畜連携促進型 及び国営緊急農地再編整備に適用する。 (())書は流域治水対策に適用する(注29)	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備	75	15	4	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は農地再編整備の次世代農業促進型、草地整備型及び国営緊急農地再編整備に適用する。 (())書は流域治水対策に適用する(注29)
		75	13	5				75	13	5	
		(削る)						75	13	5	
		<75>	<18>	<4>				<75>	<18>	<4>	
		<55>	<28>	<11>				<55>	<28>	<11>	
		<50>	<33>	<11>				<50>	<33>	<11>	
		<50>	<31>	<13>				<50>	<31>	<13>	
		<50>	<29>	<14>				<50>	<29>	<14>	
		(75)	(18.3)	(4)				(75)	(18.3)	(4)	
		((75))	((25))	((0))				((75))	((25))	((0))	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

改 正 後							改 正 前						
(国営：その3)							(国営：その3)						
予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			沖 縄							沖 縄			
			国庫率	県	市町村					国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	95	5	0	〔 〕書は環境保全型かんがい排水事業及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹施設は除く。 〔 〕書は環境保全型かんがい排水事業及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹施設は除く。 ＜ > 書は併せ行うため池整備、一体的に行う地域防災対策及び <u>流域治水対策事業</u> に適用する。 <u>(注24)</u> <u><< >>書は一体的に行う地域防災対策に適用する。(注32)</u> () 書は更新事業に適用する。 (()) 書は緊急対策に適用する(注26) 〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)	農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	95	5	0	〔 〕書は環境保全型かんがい排水事業及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹施設は除く。 〔 〕書は環境保全型かんがい排水事業及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹施設は除く。 ＜ > 書は併せ行うため池整備、一体的に行う地域防災対策及び <u>洪水調節機能強化事業</u> に適用する。 <u>(注23)</u> <u>(新設)</u> () 書は更新事業に適用する。 (()) 書は緊急対策に適用する(注26) 〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
			90	7	1					90	7	1	
			[90]	[7]	[1.5]					[90]	[7]	[1.5]	
			[[90]]	[[7]]	[[2]]					[[90]]	[[7]]	[[2]]	
			<95>	<5>	<0>					<95>	<5>	<0>	
			<90>	<10>	<0>					<90>	<10>	<0>	
			<<80>>	<<13>>	<<7>>					<<80>>	<<13>>	<<7>>	
			(95)	(5)	(0)					(95)	(5)	(0)	
			(90)	(7)	(2)					(90)	(7)	(2)	
			((95))	((5))	((0))					((95))	((5))	((0))	
			((90))	((8))	((2))					((90))	((8))	((2))	
			[95]	[5]	[0]					[95]	[5]	[0]	
			[90]	[8]	[2]					[90]	[8]	[2]	
〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕			「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 () 書は更新事業に適用する。			〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕			「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 () 書は更新事業に適用する。				
			80	10	4				80	10	4		
			(80)	(12)	(5)				(80)	(12)	(5)		
(土地改良施設突発事故復旧・ <u>防止</u> 事業)			90	10	0	(土地改良施設突発事故復旧事業)			90	10	0		
			95	5	0				95	5	0		
(略)			(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
(略)			(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		

R6. 4

改 正 後

(国営：その４)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	90	8	1	〔 〕書は流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [[〕書は流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 < >書は併せ行うため池整備及び 流域治水対策事業 に適用する。(注23) ()書は更新事業に適用する。 (())書は緊急対策に適用する(注26) 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
			90	7	1	
			[90]	[7]	[1.5]	
			[[90]]	[[7]]	[[2]]	
			<90>	<10>	<0>	
			(90)	(8.5)	(1)	
			(90)	(7)	(2)	
			((90))	((9))	((1))	
			((90))	((8))	((2))	
			[90]	[9]	[1]	
			[90]	[8]	[2]	
			〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕			「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 ()書は更新事業に適用する。
			65	20	6	
			(65)	(23)	(8)	
			(土地改良施設突発事故復旧・ 防止 事業)			
			90	10	0	
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		

改 正 前

(国営：その４)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	90	8	1	[]書は流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [[]]書は流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 く >書は併せ行うため池整備及び治水護陂機能強化事業に適用する。(注23) ()書は更新事業に適用する。 (())書は緊急対策に適用する(注26) []書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
			90	7	1	
			[90]	[7]	[1.5]	
			[[90]]	[[7]]	[[2]]	
			<90>	<10>	<0>	
			(90)	(8.5)	(1)	
			(90)	(7)	(2)	
			((90))	((9))	((1))	
			((90))	((8))	((2))	
			[90]	[9]	[1]	
			[90]	[8]	[2]	
			[ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム]			「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 ()書は更新事業に適用する。
			65	20	6	
			(65)	(23)	(8)	
			(土地改良施設突発事故復旧事業)			
			90	10	0	
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		

改 正 後

(国営：その５)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
			離 島						
			国庫率	都 県	市 町 村				
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	85	12	2	〔 〕書は農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 〔〔 〕〕書は農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 〈 〉書は併せ行うため池整備及び <u>流域治水対策事業</u> に適用する。(注23) ()書は更新事業に適用する。 (())書は緊急対策に適用する(注26) 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)			
			85	10	2				
			80	15	2				
			[80]	[15]	[3]				
			[[80]]	[[16]]	[[3]]				
			85	15	0				
			85	13	2				
			75	22.5	2.5				
			75	20	4				
			75	17	3				
			[75]	[17]	[4]				
			[[75]]	[[18]]	[[5]]				
			<75>	<25>	<0>				
			<80>	<20>	<0>				
			<85>	<15>	<0>				
			(85)	(12)	(2)				
			(80)	(16)	(2.5)				
			(75)	(18)	(4.5)				
			((85))	((13))	((2))				
			((80))	((17))	((3))				
			((75))	((19))	((6))				
			[85]	[13]	[2]				
			[80]	[17]	[3]				
			[75]	[20]	[5]				
			〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕				「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 ()書は更新事業に適用する。		
			(土地改良施設突発事故復旧・ <u>防止</u> 事業)				75	25	0
							85	15	0
			80	20	0				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				

改 正 前

(国営：その５)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		離 島				
		国庫率	都県	市町村		
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水			〔 〕書は農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 〔〔 〕〕書は農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 〈 〉書は併せ行うため池整備及び <u>排水運送機能強化事業</u> に適用する。(注23) ()書は更新事業に適用する。 (())書は緊急対策に適用する(注26) 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)	
		85	12	2		
		85	10	2		
		80	15	2		
		[80]	[15]	[3]		
		[[80]]	[[16]]	[[3]]		
		85	15	0		
		85	13	2		
		75	22.5	2.5		
		75	20	4		
		75	17	3		
		[75]	[17]	[4]		
		[[75]]	[[18]]	[[5]]		
		<75>	<25>	<0>		
		<80>	<20>	<0>		
		<85>	<15>	<0>		
		(85)	(12)	(2)		
		(80)	(16)	(2.5)		
		(75)	(18)	(4.5)		
		((85))	((13))	((2))		
		((80))	((17))	((3))		
		((75))	((19))	((6))		
		[85]	[13]	[2]		
		[80]	[17]	[3]		
		[75]	[20]	[5]		
		{ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム}				{「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 ()書は更新事業に適用する。
		50	27.5	9		
	(50)	(31)	(13)			
	{土地改良施設突発事故復旧事業}					
	75	25	0			
85	15	0				
80	20	0				
(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)			

改 正 後

(都道府県営：その１)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		農 林 水 産 省				
		国庫率	都府県	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		水利施設等保全高度化事業				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型)	50	25	10	営農環境整備(注21)を除く。 く>書は地域用水機能増進型に適用する。た だし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。
		(農業用水再編対策型)	<50>	<25>	<11>	【 】書は流域治水対策型に適用する。
		(地域用水機能増進型)	【50】	【32】	【18】	{ }書は更新事業に適用する。
		(流域水質保全機能増進型)	【55】	【32】	【13】	[]書は一体的に行う安全対策に適用す る。(注28)ただし、()書は地域用水機能増 進型に適用する。
		(排水対策特別型)	[50]	[29]	[14]	併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によ るもので、同事業の負担割合を適用する。
		(基幹水利施設保全型)	[50]	[33]	[17]	低炭素農業水利システム構築型(注21)は表 によらず、()書は一体的に行う農業用排水 施設整備事業に適用する。
		(水利施設集約再編型)	((50))	((32))	((18))	
		(低炭素農業水利システム構築型)	(50)	(31)	(13)	
		流域治水対策型	(55)	(30)	(12)	
		(農地集積促進型)	50	27.5	10	
			55	27.5	10	
		(畑作等推進支援水利再編型)	50	27.5	10	
			55	27.5	10	
		(簡易整備型)	50	27.5	10	
			55	27.5	10	
			[50]	[31]	[13]	
			[55]	[30]	[12]	
			[50]	[34]	[16]	
			[55]	[31]	[14]	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50	32	18	
			55	32	13	

改 正 前

(都道府県営：その１)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		農 林 水 産 省				
		国庫率	都府県	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		水利施設等保全高度化事業				
		水利施設整備事業				営農環境整備(注21)を除く。 く>書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 【 】書は <u>治水調節機能強化型</u> に適用する。 〔 〕書は更新事業に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)ただし、(())書は地域用水機能増進型に適用する。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		(基幹水利施設整備型)	50	25	10	
		(農業用水再編対策型)	<50>	<25>	<11>	
		(地域用水機能増進型)	【50】	【32】	【18】	
		(流域水質保全機能増進型)		<u>(新設)</u>		
		(排水対策特別型)	[50]	[29]	[14]	
		(基幹水利施設保全型)	[50]	[33]	[17]	
		(水利施設集約再編型)	((50))	((32))	((18))	
		(低炭素農業水利システム構築型)	(50)	(31)	(13)	
		<u>(治水調節機能強化型)</u>	(55)	(30)	(12)	
		(農地集積促進型)	50	27.5	10	
			55	27.5	10	
		(畑作等推進支援水利再編型)	50	27.5	10	
			55	27.5	10	
		(簡易整備型)	50	27.5	10	
			55	27.5	10	
			[50]	[31]	[13]	
			[55]	[30]	[12]	
			[50]	[34]	[16]	
			[55]	[31]	[14]	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		土地改良施設突発事故復旧事業	50	32	18	
			55	32	13	

改正前

(都道府県営：その2～3) (略)

(都道府県営：その4)

[illegible]

(都道府県営：その5～6) (略)

改 正 後

(都道府県営：その7)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		北 海 道					
		国庫率	道	市町村			
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	(略)					
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)		
		(略)	(略)	(略)	(略)		
		水利施設等保全高度化事業					
		水利施設整備事業			営農環境整備(注21)を除く。		
		(基幹水利施設整備型)	50	27.5	9	く>書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。	
		(農業用水再編対策型)	<50>	<27.5>	<10>	【 】書は <u>流域治水対策型</u> に適用する。	
		(地域用水機能増進型)	【50】	【32】	【18】	()書は更新事業に適用する。	
		(流域水質保全機能増進型)	<u>【55】</u>	<u>【32】</u>	<u>【13】</u>	()書は一体的に行う安全対策に適用する。	
		(排水対策特別型)	(50)	(31)	(13)	(注28)	
		(基幹水利施設保全型)	(50)	(34)	(16)	併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。	
		(水利施設集約再編型)	(50)	(35)	(12)	低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。	
		(低炭素農業水利システム構築型)	(55)	(33)	(11)		
		<u>(流域治水対策型)</u>					
		(農地集積促進型)	50	32.5	10		
			55	32.5	10		
		(畑作等推進支援水利再編型)	50	32.5	10		
			55	32.5	10		
		(簡易整備型)	50	32.5	10		
			52	32.5	10		
			55	32.5	10		
			(50)	(35)	(12)		
			(52)	(34)	(12)		
			(55)	(33)	(11)		
			(50)	(36)	(14)		
			(52)	(35)	(13)		
			(55)	(34)	(11)		
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		土地改良施設突発事故復旧・ <u>防止</u> 事業		50	32	18	
				55	32	13	

(都道府県営：その8) (略)

改 正 前

(都道府県営：その7)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		北 海 道				
		国庫率	道	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化	(略)				
		(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		水利施設等保全高度化事業				
		水利施設整備事業			営農環境整備(注21)を除く。	
		(基幹水利施設整備型)	50	27.5	9	く>書は地域用水機能増進型に適用する。た
		(農業用水再編対策型)	<50>	<27.5>	<10>	だし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。
		(地域用水機能増進型)	【50】	【32】	【18】	【 】書は <u>排水涵節機能強化型</u> に適用する。
		(流域水質保全機能増進型)				()書は更新事業に適用する。
		(排水対策特別型)		<u>【新設】</u>		()書は一体的に行う安全対策に適用する。
		(基幹水利施設保全型)	(50)	(31)	(13)	(注28)
		(水利施設集約再編型)	(50)	(34)	(16)	併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によ
		(低炭素農業水利システム構築型)	(50)	(35)	(12)	るもので、同事業の負担割合を適用する。
		<u>(排水涵節機能強化型)</u>	(55)	(33)	(11)	低炭素農業水利システム構築型(注21)は表
						によらず、()書は一体的に行う農業用排水
						施設整備事業に適用する。
		(農地集積促進型)	50	32.5	10	
			55	32.5	10	
		(畑作等推進支援水利再編型)	50	32.5	10	
			55	32.5	10	
		(簡易整備型)	50	32.5	10	
			52	32.5	10	
			55	32.5	10	
			(50)	(35)	(12)	
			(52)	(34)	(12)	
			(55)	(33)	(11)	
			(50)	(36)	(14)	
			(52)	(35)	(13)	
			(55)	(34)	(11)	
		(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
土地改良施設突発事故復旧事業	50	32	18			
	55	32	13			

(都道府県営：その8) (略)

改正後

(都道府県営：その9)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		北 海 道			
		国庫率	道	市町村	
農業農村整備事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	31	13

(都道府県営：その10～12) (略)

改正前

(都道府県営：その9)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			北 海 道			
			国庫率	道	市町村	
農業農村整備事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)		
(新設)						

(都道府県営：その10～12) (略)

改 正 後

(都道府県営：その１３)

[illegible]

改正前

(都道府県営：その１３)

[illegible]

改 正 後

(都道府県営：その１４)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		沖 縄				
		国庫率	県	市町村		
農業農村整備事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	80	12	8
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)	(略)	(略)	
(略)			(略)	(略)	(略)	
(略)			(略)	(略)	(略)	
(略)			(略)	(略)	(略)	
(略)			(略)	(略)	(略)	
(略)			(略)	(略)	(略)	

(都道府県営：その１５～１６) (略)

改 正 前

(都道府県営：その１４)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		沖 縄			
		国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(新設)			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)

(都道府県営：その１５～１６) (略)

改正後

(都道府県営：その17)

子 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		水利施設等保全高度化事業				
		水利施設整備事業				
		(基幹水利施設整備型)	65	20	6	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は <u>流域治水対策型</u> に適用する。 〔 〕書は更新事業に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)
		(農業用水再編対策型)	【65】	【23】	【12】	
		(地域用水機能増進型)	(65)	(23)	(8)	
		(流域水質保全機能増進型)	(65)	(25)	(10)	併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。
		(排水対策特別型)	(65)	(26)	(8)	低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		(基幹水利施設保全型)				
		(水利施設集約再編型)				
		(低炭素農業水利システム構築型)				
		<u>(流域治水対策型)</u>				
		(農地集積促進型)	60 65 2/3	25 25 8 5	8 9 5	
		(畑作等推進支援水利再編型)	65	25	8	
		(簡易整備型)	60 65 2/3 (60) (65) (2/3) (60) (65) (2/3)	25 25 20.9 (27) (26) (23.4) (29) (26) (25.4)	8 8 5 (10) (8) (7) (11) (9) (8)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	2/3	24.4	9	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正前

(都道府県営：その17)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		奄 美			
		国庫率	県		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
	水利施設等保全高度化事業				
	水利施設整備事業				
	(基幹水利施設整備型)	65	20	6	【 】書は <u>治水調節機能強化型</u> に適用する。
	(農業用水再編対策型)	【65】	【23】	【12】	[]書は更新事業に適用する。
	(地域用水機能増進型)	(略)	(略)	(略)	[]書は一体的に行う安全対策に適用する。
	(流域水質保全機能増進型)	(65)	(23)	(8)	(注28)
	(排水対策特別型)	(65)	(25)	(10)	併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)に
	(基幹水利施設保全型)	(65)	(26)	(8)	るもので、同事業の負担割合を適用する。
	(水利施設集約再編型)				低炭素農業水利システム構築型(注21)は
	(低炭素農業水利システム構築型)				によらず、()書は一体的に行う農業用排水
	<u>(治水調節機能強化型)</u>				施設整備事業に適用する。
	(農地集積促進型)	60	25	8	
		65	25	8	
		2/3	20.9	5	
	(畑作等推進支援水利再編型)	65	25	8	
	(簡易整備型)	60	25	8	
		65	25	8	
		2/3	20.9	5	
		(60)	(27)	(10)	
	(65)	(26)	(8)		
	(2/3)	(23.4)	(7)		
	(60)	(29)	(11)		
	(65)	(26)	(9)		
	(2/3)	(25.4)	(8)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	土地改良施設突発事故復旧事業	2/3	24.4	9	
中山間地域農業農村	中山間地域農業農村総合整備事業	70	23	6	()書は粗放的管理区域に適用する。

改 正 後

(都道府県営：その１８)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		奄 美			
		国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)				
	(略)				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	55	23	8	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。

(都道府県営：その１９～２０) (略)

改 正 前

(都道府県営：その１８)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		奄 美			
		国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)				
	(略)				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規)				

(都道府県営：その１９～２０) (略)

改 正 後

(都道府県営：その 2 1)

[illegible]

改 正 前

(都道府県営：その21)

[illegible]

改 正 後

(都道府県営：その２２)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		離 島			
		国庫率	都 県	市 町 村	
農業農村整備事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	29	14	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する

(都道府県営：その２３～２４) (略)

改 正 前

(都道府県営：その２２)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		離 島			
		国庫率	都 県	市 町 村	
農業農村整備事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(			

(都道府県営：その２３～２４) (略)

改正後

(市町村営：その1)

[illegible]

改正前

(市町村営：その１)

[illegible]

改 正 後

(市町村営：その２)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			農 林 水 産 省			
			国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	18	25
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)			

(市町村営：その３～４) (略)

改 正 前

(市町村営：その２)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			農 林 水 産 省			
			国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(市町村営：その３～４) (略)

改 正 後

(市町村営：その５)

[illegible]

改 正 前

(市町村営：その5)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		北 海 道				
		国庫率	道	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	(新設)				
		農業競争力強化農地整備事業				
		(略)	(略)	(略)		
		(新設)				
		水利施設等保全高度化事業				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (洪水調節機能強化型)	[50] [50]	[18] [21] (新設)	[25] [29]	営農環境整備(注21)を除く。 〔 〕書は更新事業に適用する。 〔 〕書は洪水調節機能強化型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	(50) (55) 50 55 (50) (55)	(14) (14) 14 14 (22) (19)	(21) (21) 21 21 (28) (26)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		土地改良施設突発事故復旧事業	50 55	21 21	29 24	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				

改 正 後

(市町村営：その6)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			北 海 道			
			国庫率	道	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	18	25
(略)	(略)	(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(市町村営：その7) (略)

改 正 前

(市町村営：その6)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			北 海 道			
			国庫率	道	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(市町村営：その7) (略)

改正後

(市町村営：その8)

予 算 区 分		地 帯 区 分			備 考	
一 般 会 計 (歳 出)		沖 縄 県 市町村				
		国庫率	県	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基礎整備事業費	<u>農地中間管理機構関連農地整備事業</u>	<u>75</u> <u>[75]</u>	<u>12.5</u> <u>[16]</u>	<u>5</u> <u>[9]</u>	<u>営農環境整備(注21)を除く。</u> <u>【 】書は流域治水対策に適用する。</u>
		農業競争力強化農地整備事業				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>基幹高産基盤整備事業</u>	<u>2/3</u>	<u>9.4</u>	<u>14</u>	<u>灌用水施設整備(注21)を除く。</u>
		水利施設等保全高度化事業				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	(80) 【80】	(8) 【9】	(9) 【11】	営農環境整備(注21)を除く。 ()書は更新事業に適用する。 【 】書は <u>流域治水対策型</u> に適用する。 ()書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
		(低炭素農業水利システム構築型) <u>(流域治水対策型)</u>	(80)	(6)	(8)	低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	80 (80)	6 (9)	8 [11]	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		土地改良施設突発事故復旧・ <u>防止事業</u>	80	9	11	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
土地改良施設管理費		<u>水利施設整備事業基幹水利施設保全型</u>	<u>80</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。</u>

(市町村営：その9) (略)

改正前

(市町村営：その8)

予 算 区 分		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
一 般 会 計 (歳 出)			沖 縄			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	(新設)				
		農業競争力強化農地整備事業				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(新設)				
		水利施設等保全高度化事業				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (<u>排水調整機能強化型</u>)	[80] (80)	[8] (6)	[9] (8)	営農環境整備(注21)を除く。 ()書は更新事業に適用する。 【 】書は <u>排水調整機能強化型</u> に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
		(簡易整備型)	80 [80]	6 [9]	8 [11]	低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		土地改良施設突発事故復旧事業	80	9	11	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(市町村営：その9) (略)

改 正 後

(市町村営：その 10)

[illegible]

改 正 前

(市町村営：その１０)

[illegible]

改 正 後

(市町村営：その１１)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			奄 美				
			国庫率	県	市町村		
農業農村整備事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。</u>	
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	65	13	17		
(略)	(略)	(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							

改 正 前

(市町村営：その１１)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			奄 美				
			国庫率	県	市町村		
農業農村整備事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(新設)						
(略)	(略)	(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)</			

改正前

(市町村営：その１２)

[illegible]

改 正 後

(市町村営：その１３)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		離 島				
		国庫率	都 県	市町村		
農業農村整備事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	18	25	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。
(略)	(略)	(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(市町村営：その１４) (略)

改 正 前

(市町村営：その１３)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		離 島				
		国庫率	都 県	市 町 村		
農業農村整備事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(新設)					
(略)	(略)	(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)			

(市町村営：その１４) (略)

改正後						改正前									
(土地改良区等営：その１)						(土地改良区等営：その１)									
予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考				
		農 林 水 産 省						農 林 水 産 省							
		国庫率	都府県	市町村				国庫率	都府県	市町村					
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	(略)				農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	(略)							
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)				
		水利施設等保全高度化事業						水利施設等保全高度化事業							
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) <u>(流域治水対策型)</u>	【50】 〔55〕	【21】 〔21〕	【29】 〔24〕			営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は <u>流域治水対策型</u> に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)	水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) <u>(治水調節機能強化型)</u>	【50】 (50) (55)	【21】 (14) (14)		【29】 (13) (13)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は <u>治水調節機能強化型</u> に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)	
		(簡易整備型)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	13 13 〔28〕 〔26〕			低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。	(簡易整備型)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕		13 13 〔28〕 〔26〕	低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。	
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		
		土地改良施設突発事故復旧・ <u>防止</u> 事業	50 55	21 21	29 24				土地改良施設突発事故復旧事業	50 55	21 21		29 24		
		(略)	(略)						(略)						
			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	(略)						(略)								
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	(土地改良区等営：その２～３)						(土地改良区等営：その２～３)								
	(略)						(略)								

改 正 後						改 正 前							
(土地改良区等営：その4)						(土地改良区等営：その4)							
予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		北 海 道						北 海 道					
		国庫率	道	市町村				国庫率	道	市町村			
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	(略)				農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	(略)					
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)		
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)		
		水利施設等保全高度化事業						水利施設等保全高度化事業					
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) <u>(流域治水対策型)</u>	【50】 <u>〔55〕</u> (50) (55)	【21】 <u>〔21〕</u> (14) (14)	【29】 <u>〔24〕</u> (13) (13)			営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は <u>流域治水対策型</u> に適用する。 【 】書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。	水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) <u>(注水調節機能強化型)</u>	【50】 (50) (55)	【21】 <u>(新設)</u> (14) (14)	【29】 (13) (13)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は <u>排水調節機能強化型</u> に適用する。 【 】書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	13 13 〔28〕 〔26〕				(簡易整備型)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	13 13 〔28〕 〔26〕	
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		土地改良施設突発事故復旧・ <u>防止</u> 事業	50 55	21 21	29 24				土地改良施設突発事故復旧事業	50 55	21 21	29 24	
		(略)	(略)						(略)	(略)			
			(略)	(略)	(略)			(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)			(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)							(略)			
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			
	(略)					(略)							
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			
	(土地改良区等営：その5～6)						(土地改良区等営：その5～6)						
	(略)						(略)						

改 正 後

(土地改良区等営：その7)

[illegible]

改 正 前

(土地改良区等営：その7)

[illegible]

改 正 後							改 正 前						
(土地改良区等営：その８)							(土地改良区等営：その８)						
予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			沖 縄							沖 縄			
			国庫率	県	市町村					国庫率	県	市町村	
沖縄振興交付金事業 推進費	沖縄振興公共投資交 付金	(略)					沖縄振興交付金事業 推進費	沖縄振興公共投資交 付金	農地整備				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			農業基盤整備促進事業	80	6	5	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			草地畜産基盤整備事業	2/3	9.4	9	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を
		水利施設整備							水利施設整備				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	80 [80]	6 [9]	5 [11]	〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用す る。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落 環境管理施設整備(注21)を除く。			水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	80 [80]	6 [9]	5 [11]	〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用す る。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落 環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	80 [80]	6 [9]	5 [11]				(地域農業水利施設保全型)	80 [80]	6 [9]	5 [11]	
		(削る)				(削る)			水利施設整備事業 <u>(基幹水利施設保全型)</u>	80	6	5	<u>営農環境整備のうち営農用水及び農業集落 環境管理施設整備(注21)を除く</u>
		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)				<u>(地域農業水利施設保全型)</u>	80	6	5	
		(略)							(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(土地改良区等営：その９)							(土地改良区等営：その９)						

改正前

(土地改良区等営：その10)

[illegible]

(土地改良区等営：その 1 1 ～ 1 2) (略)

改正後

(土地改良区等営：その１３)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		離 島				
		国庫率	都県	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		水利施設等保全高度化事業				
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) <u>(流域治水対策型)</u>	<u>[55]</u> (55)	<u>[21]</u> (14)	<u>[24]</u> (13)	宮農環境整備(注21)を除く。 【 】書は <u>流域治水対策型</u> に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	55 [55]	14 [19]	13 [26]	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		土地改良施設突発事故復旧・ <u>防止</u> 事業	52 60	21 17	27 23	
		(略)	(略)			
			(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)					
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)					
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(土地改良区等営：その１４～１５) (略)

改正前

(土地改良区等営：その１３)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		離 島				
		国庫率	都 県	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		水利施設等保全高度化事業				
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) <u>(排水調節機能強化型)</u>	<u>[50]</u> (55)	<u>[21]</u> (14)	<u>[29]</u> (13)	宮農環境整備(注21)を除く。 【 】書は <u>排水調節機能強化型</u> に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	55 [55]	14 [19]	13 [26]	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		土地改良施設突発事故復旧事業	52 60	21 17	27 23	
	(略)	(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	

(土地改良区等営：その１４～１５) (略)

改 正 後	改 正 前
注1)～注2) (略)	注1)～注2) (略)
注3 国営土地改良事業のうち国営総合農地防災事業、国営かんがい排水事業(併せ行うため池整備)、国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策、国営かんがい排水事業（国営<u>流域治水対策事業</u>）のうち<u>流域治水</u>に資する施設整備、土地改良施設突発事故復旧・<u>防止</u>事業並びに国営農地再編整備事業及び国営緊急農地再編整備事業のうち流域治水に資する施設整備、都道府県営及び団体営土地改良事業のうち農村地域防災減災事業、水利施設等保全高度化事業と併せ行う農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金における防災関連事業、沖縄振興公共投資交付金における防災関連事業、農地耕作条件改善事業における防災関連事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策、土地改良施設突発事故復旧・<u>防止</u>事業並びに農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設等保全高度化事業及び農地耕作条件改善事業のうち流域治水に資する施設整備については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。	注3 国営土地改良事業のうち国営総合農地防災事業、国営かんがい排水事業(併せ行うため池整備)、国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策、国営かんがい排水事業（国営<u>洪水調節機能強化事業</u>）のうち<u>洪水調節機能の強化</u>に資する施設整備、土地改良施設突発事故復旧事業並びに国営農地再編整備事業及び国営緊急農地再編整備事業のうち流域治水に資する施設整備、都道府県営及び団体営土地改良事業のうち農村地域防災減災事業、水利施設等保全高度化事業と併せ行う農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金における防災関連事業、沖縄振興公共投資交付金における防災関連事業、農地耕作条件改善事業における防災関連事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策、土地改良施設突発事故復旧事業並びに農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設等保全高度化事業及び農地耕作条件改善事業のうち流域治水に資する施設整備については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
注4) (略)	注4) (略)
注5) 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号）第2の11に掲げる国営かんがい排水事業と一体的に行う農道の整備、<u>国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号）第10の3に掲げる要綱第10の2の要件によらずに行う農業用道路の整備</u>、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号農林水産省生産局長・農林水産省農村振興局長・林野庁及び水産庁長官連盟通知）別紙1（農地整備に係る運用）の運用1（農地整備事業）の<u>第2の4に掲げる通作条件整備及び別紙4-1（農村整備に係る運用）の運用4（農道整備事業）の第1の2の（1）に掲げる農道整備事業、農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2農振第2737号農林水産省農村振興局長通知）第2の2農道・集落道整備事業（集落道を除く。）並びに農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知)別表の区分の欄1の対策種類の欄(1)の交付対象事業の欄イに掲げる農道施設整備及び区分の欄2の対策種類の欄(1)の交付対象事業の欄サに掲げる農道施設整備は</u>、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。	注5) 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号）第2の11に掲げる国営かんがい排水事業と一体的に行う農道の整備、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号農林水産省生産局長・農林水産省農村振興局長・林野庁及び水産庁長官連盟通知）別紙1－1（農地整備に係る運用）の運用1（農地整備事業）の<u>第2の3及び別紙4-1（農村整備に係る運用）の運用4（農道整備事業）の第1の2の（1）に掲げる農道整備事業並びに農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2農振第2737号農林水産省農村振興局長通知）第2の2農道・集落道整備事業（集落道を除く。）</u>は、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
注6)～注20) (略)	注6)～注20) (略)

改正後	改正前
注２１） 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(平成30年３月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知)別紙１（農地整備事業に係る運用）の第３の別表の区分の欄の３、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年３月30日付け29農振第2605号、29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、生産局長通知。以下「農業競争力強化農地整備事業実施要領」という。)別紙１（農地整備事業に係る運用）の第３の別表の区分の欄の３、別紙３（草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第10の１の（１）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（１）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（２）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年３月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知)別表２の区分の欄の３及び別紙１の第２の８、中山間地域農業農村総合整備事業実施要領(令和２年３月<u>31日</u>付け元農振第2792号農村振興局長通知)の別表の区分の欄の１に対応する事業種類の欄の（９）及び同表の区分の欄の２、農村地域防災減災事業実施要領別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の第２の別表１の区分の欄の３、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領(平成30年３月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知)別表１（長寿命化対策）の（１）のアの（ウ）、<u>別表２（防災減災対策）の（１）のクの（イ）、</u>別表２－１（水質保全対策関連）の４、農村整備事業実施要領（令和３年４月１日付け２農振第2737号農林水産省農村振興局長通知）第２に掲げる事業（２農道・集落道整備事業のうち農道に関する事業を除く。）、農山漁村地域整備交付金<u>実施要領別紙１</u>（農地整備に係る運用）の運用１（農地整備事業）の第２の別表１の区分の欄の３、運用４（草地畜産基盤整備事業）の第10の１の（１）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（１）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（２）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、別紙２（水利施設整備に係る運用）の運用２（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）及び運用３（農業水利施設保全合理化事業）の第２の別表の区分の欄の３、運用５（地域用水環境整備事業）の第１の１（１）のＡからＥまで、（２）のＡからエまで、別紙３－１（農地防災に係る運用）の運用１別紙５（農村災害対策整備事業）の運用１別紙５別表１の区分の欄の３、別紙４－１（農村整備に係る運用）の運用１（農村整備に係る運用）の運用１（農村集落基盤再編・整備事業）の別表の区分の欄の２及び３、別紙13(効果促進事業に係る運用)の第４に掲げるものとする。 なお、これらの事業等に係る地方負担額については、<u>令和６年度地方債同意等基準(令和６年総務省告示第134号)</u>及び<u>令和６年度地方債同意等基準運用要領</u>第一の一の１の規定によるものとする。	注２１） 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(平成30年３月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知)別紙１（農地整備事業に係る運用）の第３の別表の区分の欄の３、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年３月30日付け29農振第2605号、29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、生産局長通知。以下「農業競争力強化農地整備事業実施要領」という。)別紙１（農地整備事業に係る運用）の第３の別表の区分の欄の３、別紙３（草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第10の１の（１）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（１）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（２）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年３月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知)別表２の区分の欄の３及び別紙１の第２の８、中山間地域農業農村総合整備事業実施要領(令和２年３月<u>30日</u>付け元農振第2792号農村振興局長通知)の別表の区分の欄の１に対応する事業種類の欄の（９）及び同表の区分の欄の２、農村地域防災減災事業実施要領別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の第２の別表１の区分の欄の３、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領(平成30年３月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知)別表１（長寿命化対策）の（１）のアの（ウ）、別表２－１（水質保全対策関連）の４、農村整備事業実施要領（令和３年４月１日付け２農振第2737号農林水産省農村振興局長通知）第２に掲げる事業（２農道・集落道整備事業のうち農道に関する事業を除く。）、農山漁村地域整備交付金<u>実施要領別紙１－<u>１</u></u>（農地整備に係る運用）の運用１（農地整備事業）の第２の別表１の区分の欄の３、運用４（草地畜産基盤整備事業）の第10の１の（１）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（１）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（２）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、別紙２（水利施設整備に係る運用）の運用２（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）及び運用３（農業水利施設保全合理化事業）の第２の別表の区分の欄の３、運用５（地域用水環境整備事業）の第１の１（１）のＡからＥまで、（２）のＡからエまで、別紙３－１（農地防災に係る運用）の運用１別紙５（農村災害対策整備事業）の運用１別紙５別表１の区分の欄の３、別紙４－１（農村整備に係る運用）の運用１（農村集落基盤再編・整備事業）の別表の区分の欄の２及び３、別紙13(効果促進事業に係る運用)の第４に掲げるものとする。 なお、これらの事業等に係る地方負担額については、<u>令和５年度地方債同意等基準(令和５年総務省告示)</u>及び<u>令和５年度地方債同意等基準運用要領(令和５年４月３日付け総務副大臣通知)</u>第一の一の１の規定によるものとする。
注２２） 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙５（農業基盤整備促進事業に係る運用）の<u>第４の１</u>に定める別記様式第１号、農山漁村地域整備交付金実施要領<u>別紙１</u>の運用２（農業基盤整備促進事業）の<u>第４の１</u>に定める別記様式第１号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年４月９日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)第３の２に定める<u>別記様式第２号</u>、畑作等促進整備事業実施要領（令和５年４月３日付け農振第2643号農林水産省農村振興局長通知）の第６に定める別記様式第１号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。	注２２） 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙５（農業基盤整備促進事業に係る運用）の<u>第４の２</u>に定める別記様式第１号、農山漁村地域整備交付金実施要領<u>別紙１－１</u>の運用２（農業基盤整備促進事業）の<u>第５の２</u>に定める別記様式第１号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年４月９日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)第３の２に定める<u>別記様式第２－１号及び第３の３に定める別記様式第２－２号</u>、畑作等促進整備事業実施要領（令和５年４月４日付け農振第2643号農林水産省農村振興局長通知）の第６に定める別記様式第１号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。
注２３）（略）	注２３）（略）
注２４） 国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第２の10に掲げるもの。国営<u>流域治水対策事業</u>とは、国営かんがい排水事業実施要綱第２の１の表に掲げるもの。	注２４） 国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第２の10に掲げるもの。国営<u>洪水調節機能強化事業</u>とは、国営かんがい排水事業実施要綱第２の１の表に掲げるもの。

改 正 後	改 正 前
注２５）～注２８）（略） 注２９） 流域治水対策とは、以下のうち流域治水に資する施設の整備とする。 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙１の第３の３に掲げるものと一体的に実施される国営農地再編整備事業又は国営緊急農地再編整備事業 農業競争力強化農地整備事業実施要領別表１の区分の欄の４（４）又は（５）に掲げるものと一体的に実施される農業競争力強化農地整備事業実施要領別表１の区分の欄１の事業 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別紙１（農地整備事業に係る運用）の第３の別表の区分の欄の４の（４）又は（５）に掲げるものと一体的に実施される農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別表１の区分の欄１の事業 <u>農地耕作条件改善事業実施要綱のうち水田貯留機能向上に向けた整備等を行う事業</u>	注２５）～注２８）（略） 注２９） 流域治水対策とは、以下のうち流域治水に資する施設の整備とする。 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙１の第３の３に掲げるものと一体的に実施される国営農地再編整備事業又は国営緊急農地再編整備事業 農業競争力強化農地整備事業実施要領別表１の区分の欄の４（４）又は（５）に掲げるものと一体的に実施される農業競争力強化農地整備事業実施要領別表１の区分の欄１の事業 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別紙１（農地整備事業に係る運用）の第３の別表の区分の欄の４の（４）又は（５）に掲げるものと一体的に実施される農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別表１の区分の欄１の事業 <u>農地耕作条件改善事業実施要綱第３の５に掲げるもの</u>
注３０）～注３１）（略） 注３２） <u>国営かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策及び豪雨災害対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第２の11に掲げるもの。</u>	注３０）～注３１）（略） （新設）
注３３） <u>新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（農業農村整備事業））（令和７年４月１日付け６農振第2934号農林水産事務次官依命通知）の別表に掲げる事業は、適用されるそれぞれの事業の都道府県及び市町村の負担割合を適用する。</u>	（新設）
注３４） <u>新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金））（令和７年４月１日付け６農振第2948号農林水産事務次官依命通知）の別表に掲げる事業は、適用されるそれぞれの事業の都道府県及び市町村の負担割合を適用する。</u>	（新設）

附 則

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について

平成3年5月31日付け3構改D第389号

最終改正 令和7年4月1日付け6農振第3021号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

農村振興局長

この度、地方公共団体が事業の態様や地域の実状等に即して事業費の負担割合を定めるにあたっての指針とするため、国営、都道府県営及び団体営土地改良事業における都道府県及び市町村の標準的な費用負担の水準を別紙のとおり、「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」として定めたので、御了知の上、その運用に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内の都道府県知事には、貴職から通知されたい。

「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」

R7.4

(国営：その1)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		農 林 水 産 省			
		国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水			[]書は農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [[]]書は農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。(注23) << >>書は一体的に行う耐震化対策、一体的に行う地域防災対策、一体的に行う豪雨災害対策及び流域治水対策事業に適用する。(注24) <<< >>>書は一体的に行う地域防災対策及び一体的に行う豪雨災害対策に適用する。(注32) ()書は更新事業に適用する。 (())書は緊急対策に適用する。(注26) []書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 「田以外：特殊土壌等」とは平成5年4月1日付け5 構改D第194号 による改正前の国営かんがい排水事業実施要綱第6の1の(1)のウの(イ)及び(2)に規定する特殊土壌地帯における田以外にかかる部分並びに琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)に基づく指定に係る事業を示す。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 ()書は更新事業に適用する。
		70	25	5	
		70	20	8	
		2/3	23.4	8	
		2/3	20.9	8	
		2/3	19	8	
		2/3	17	6	
		[2/3]	[17]	[7]	
		[[2/3]]	[[19.4]]	[[10]]	
		<2/3>	<30>	<3.4>	
		<<2/3>>	<<30>>	<<3.4>>	
		<<70>>	<<30>>	<<0>>	
		<<<50>>>	<<<32>>>	<<<18>>>	
		(2/3)	(19.4)	(9)	
		((2/3))	((22))	((11.4))	
[2/3]	[22]	[11.4]			
	{ただし田以外：特殊土壌等}				
	2/3	17	6		
	{ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム}				
	50	25	10		
	(50)	(29)	(14)		

	(土地改良施設突発事故復旧・防止事業)	2/3	30	3.4	()書は基幹施設型に適用する。
		(70)	(30)	(0)	

農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備	2/3	17	6	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は農地再編整備の次世代農業促進型、草地整備型、耕畜連携促進型及び国営緊急農地再編整備に適用する。 (())書は流域治水対策に適用する(注29)
		<2/3>	<24.4>	<5>	
		<55>	<30>	<10>	
		<55>	<28>	<11>	
		<50>	<29>	<14>	
		(2/3)	(25.2)	(5)	
		((2/3))	((30))	((3.4))	
総合農地防災事業費	国営総合農地防災(総合農地防災)	70	30	0	()書は緊急対策に適用する。(注27)
		2/3	30	3.4	
		50	35	15	
		(2/3)	(22)	(11.4)	

(国営：その2)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		北 海 道					
		国庫率	道	市町村			
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水			{ }書は直轄明渠排水及び内水排除に適用する。 []書は環境保全型かんがい排水事業、農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [[]]書は環境保全型かんがい排水事業、農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 く>書は併せ行うため池整備に適用する。(注23) く>>書は一体的に行う耐震化対策、一体的に行う地域防災対策、一体的に行う豪雨災害対策及び流域治水対策事業に適用する。(注24) くく>>>書は一体的に行う地域防災対策及び一体的に行う豪雨災害対策に適用する。(注32) ()書は更新事業に適用する。 (())書は緊急対策に適用する(注26) []書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)		
		85	12	2			
		{80}	{15}	{5}			
		85	10	2			
		80	15	2			
		[80]	[15]	[3]			
		[[80]]	[[16]]	[[3]]			
		{75}	{19}	{6}			
		75	19	3			
		85	15	0			
		85	13	2			
		75	22.5	2.5			
		75	20	4			
		75	17	3			
		[75]	[17]	[4]			
		[[75]]	[[18]]	[[5]]			
		<75>	<25>	<0>			
		<80>	<20>	<0>			
		2/3	23	5			
		60	27	5			
		<<85>>	<<15>>	<<0>>			
		<<80>>	<<20>>	<<0>>			
		<<75>>	<<25>>	<<0>>			
		<<<50>>>	<<<32>>>	<<<18>>>			
		(85)	(12)	(2)			
		(80)	(16)	(2.5)			
		(75)	(18)	(4.5)			
		((85))	((13))	((2))			
		((80))	((17))	((3))			
		((75))	((19))	((6))			
		[85]	[13]	[2]			
		[80]	[17]	[3]			
		[75]	[20]	[5]			
		{ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム}					「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 ()書は更新事業に適用する。
		50	27.5	9			
		(50)	(31)	(13)			
		(土地改良施設突発事故復旧・防止事業)					
		75	25	0			
		85	15	0			
		80	20	0			
農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備	75	15	4	く>書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は農地再編整備の次世代農業促進型、草地整備型、耕畜連携促進型及び国営緊急農地再編整備に適用する。 (())書は流域治水対策に適用する(注29)		
		75	13	5			
		<75>	<18>	<4>			
		<55>	<28>	<11>			
		<50>	<33>	<11>			
		<50>	<31>	<13>			
		<50>	<29>	<14>			
		(75)	(18.3)	(4)			
		((75))	((25))	((0))			
総合農地防災事業費	国営総合農地防災(総合農地防災)	85	15	0	()書は緊急対策に適用する。(注27)		
		75	25	0			
		75	19	6			

(国営：その3)

(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計（歳 出）	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		沖 縄				
		国庫率	県	市町村		
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	95	5	0	〔 〕書は環境保全型かんがい排水事業及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 〔〔 〕〕書は環境保全型かんがい排水事業及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 〈 〉書は併せ行うため池整備、一体的に行う地域防災対策及び流域治水対策事業に適用する。（注24） 〈〈 〉〉書は一体的に行う地域防災対策に適用する。（注32） （ ）書は更新事業に適用する。 （（ ））書は緊急対策に適用する（注26） 〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。（注28）
			90	7	1	
			[90]	[7]	[1.5]	
			[[90]]	[[7]]	[[2]]	
			<95>	<5>	<0>	
			<90>	<10>	<0>	
			<<80>>	<<13>>	<<7>>	
			(95)	(5)	(0)	
			(90)	(7)	(2)	
			((95))	((5))	((0))	
	((90))	((8))	((2))			
	[95]	[5]	[0]			
	[90]	[8]	[2]			
		{ただしファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム}			「ファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 （ ）書は更新事業に適用する。	
	80	10	4			
	(80)	(12)	(5)			
	(土地改良施設突発事故復旧・防止事業)	90	10	0		
		95	5	0		
	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備				
	総合農地防災事業費	国営総合農地防災（総合農地防災）	95	5	0	

(国営：その4)

(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計（歳 出）		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	90	8	1	〔 〕書は流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [[〕〕書は流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 〔〔 〕〕書は併せ行うため池整備及び流域治水対策事業に適用する。（注23） （ ）書は更新事業に適用する。 （（ ））書は緊急対策に適用する（注26） 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。（注28）
			90	7	1	
			[90]	[7]	[1.5]	
			[[90]]	[[7]]	[[2]]	
			<90>	<10>	<0>	
			(90)	(8.5)	(1)	
			(90)	(7)	(2)	
			((90))	((9))	((1))	
			((90))	((8))	((2))	
			[90]	[9]	[1]	
[90]	[8]	[2]				
		{ただしファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム}				「ファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 （ ）書は更新事業に適用する。
		65	20	6		
		(65)	(23)	(8)		
		(土地改良施設突発事故復旧・防止事業)	90	10	0	
	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備				
	総合農地防災事業費	国営総合農地防災(総合農地防災)				

(国営：その5)

(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			離 島			
			国庫率	都県	市町村	
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	85	12	2	〔 〕書は農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [[]]書は農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 〈 〉書は併せ行うため池整備及び流域治水対策事業に適用する。(注23) ()書は更新事業に適用する。 (())書は緊急対策に適用する(注26) 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
			85	10	2	
			80	15	2	
			[80]	[15]	[3]	
			[[80]]	[[16]]	[[3]]	
			85	15	0	
			85	13	2	
			75	22.5	2.5	
			75	20	4	
			75	17	3	
			[75]	[17]	[4]	
			[[75]]	[[18]]	[[5]]	
			<75>	<25>	<0>	
			<80>	<20>	<0>	
			<85>	<15>	<0>	
			(85)	(12)	(2)	
			(80)	(16)	(2.5)	
			(75)	(18)	(4.5)	
			((85))	((13))	((2))	
			((80))	((17))	((3))	
			((75))	((19))	((6))	
			[85]	[13]	[2]	
			[80]	[17]	[3]	
			[75]	[20]	[5]	
			〔ただしファームボンンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕			「ファームボンンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 ()書は更新事業に適用する。
			50	27.5	9	
			(50)	(31)	(13)	

		(土地改良施設突発事故復旧・防止事業)	75	25	0	
			85	15	0	
			80	20	0	
	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備				
	総合農地防災事業費	国営総合農地防災(総合農地防災)				

(都道府県営：その1)

(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
			農 林 水 産 省					
			国庫率	都府県	市町村			
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	50	27.5	10	営農環境整備を除く。(注21) () 書は流域治水対策に適用する。		
			55	27.5	10			
			(50)	(32)	(18)			
			(55)	(32)	(13)			
		農業競争力強化農地整備事業	50	27.5	10	営農環境整備(注21)を除く。 () 書は流域治水対策に適用する。(注29)		
			55	27.5	10			
			(50)	(32)	(18)			
			(55)	(32)	(13)			
		農業基盤整備促進事業	50	27.5	10	() 書及び[] 書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)		
			55	27.5	10			
			(50)	(32)	(18)			
			(55)	(32)	(13)			
			[50]	[29]	[14]			
			[55]	[29]	[14]			
		草地畜産基盤整備事業	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。		
		水利施設等保全高度化事業						
		水利施設整備事業						営農環境整備(注21)を除く。 < > 書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 【 】 書は流域治水対策型に適用する。 { } 書は更新事業に適用する。 〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)ただし、(()) 書は地域用水機能増進型に適用する。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、() 書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		(基幹水利施設整備型)			50	25	10	
		(農業用水再編対策型)			<50>	<25>	<11>	
		(地域用水機能増進型)			【50】	【32】	【18】	
		(流域水質保全機能増進型)			【55】	【32】	【13】	
		(排水対策特別型)			{50}	{29}	{14}	
		(基幹水利施設保全型)			[50]	[33]	[17]	
		(水利施設集約再編型)			((50))	((32))	((18))	
		(低炭素農業水利システム構築型)			(50)	(31)	(13)	
		(流域治水対策型)			(55)	(30)	(12)	
		(農地集積促進型)			50	27.5	10	
					55	27.5	10	
		(畑作等推進支援水利再編型)			50	27.5	10	
					55	27.5	10	
		(簡易整備型)			50	27.5	10	
					55	27.5	10	
					{50}	{31}	{13}	
					{55}	{30}	{12}	
					[50]	[34]	[16]	
					[55]	[31]	[14]	
		畑地帯総合整備事業						営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。
		(畑地帯総合整備型)			50	27.5	10	
		(畑地帯総合整備中山間地域型)			55	27.5	10	
		(高収益作物導入促進型)			50	27.5	10	
					55	27.5	10	
		(高収益作物転換型)			50	29	11	
					55	28.5	10.5	
		(畑作物等転換型)			50	29	11	
					55	28.5	10.5	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業			50	32	18	
					55	32	13	

(都道府県営：その2)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			農 林 水 産 省			
			国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	55 (55)	32 (33)	11 (12)	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。
	農村地域防災減災事業費	防災ダム整備事業	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。
		ため池整備事業				
		(地震・豪雨対策型)	55 50 55 50	34 34 34 34	11 16 11 16	注8)に該当するものに適用する。
		(一般整備型)	55 50 55 50 55	28 33 33 29 29	11 11 11 14 14	注9)に該当するものに適用する。
		(ため池長寿命化型)	50 55	29 29	14 14	
		(ため池群整備型)	55 50	34 34	11 16	注8)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				
		湛水防除事業	55 50 55 50 55 50 55 <50> <55>	37 42 42 37 37 32 32 <35> <35>	8 8 3 13 8 18 13 <15> <10>	< >書は国営総合農地防災事業に附帯する県営 防災事業に適用する。
		地盤沈下対策事業	55 50 50 55 55 <50> <55>	34 39 34 39 34 <35> <35>	11 11 16 6 11 <15> <10>	< >書は国営総合農地防災事業に附帯する県営 防災事業に適用する。
		用排水施設整備事業	55 50 55 50 55	28 33 33 29 29	11 11 11 14 14	注10)に該当するものに適用する。
		鉍毒対策事業	50 50 55 55	44 32 44 32	6 18 1 13	
		農地保全整備事業	55 50 50 55 45 40	30 32 29 29 31 30	10 18 14 14 16 11	

(都道府県営：その3)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			農 林 水 産 省				
			国庫率	都府県	市町村		
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	地域防災機能増進事業					
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	32 32	18 13	注11)に該当するものに適用する。	
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	37 32 32	8 18 13		
		農道防災対策工事	55 50 55	37 32 32	8 18 13		
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 50 55 50 55	37 42 42 32 32	8 8 3 18 13		注12)に該当するものに適用する。
		特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	35 35	10 10		
		水質保全対策事業	55 50 50 55 <50> <55>	34 34 32 34 <35> <35>	11 16 18 11 <15> <10>		水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) く>書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。
		公害防除特別土地改良事業	55 50 50	41 34 32	4 16 18		
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	34 34	11 16	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。	
		ため池洪水調節機能強化事業	55 50	34 34	11 16		
		湛水被害総合対策事業	50 55 50 55	37 37 32 32	13 8 18 13	注15)に該当するものに適用する。	
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	29 29	14 14		
		農村防災施設整備事業	50 55 <2/3>	29 29 <29>	14 14 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)に基づいて実施される避難施設整備に適用する。	
		農業水利施設危機管理対策事業	50 55	29 29	14 14		
		(安全対策)	50 55	32 32	18 13		

(都道府県営：その4)

(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			農 林 水 産 省			
			国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	29	14	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				
		農地整備事業	50 55	27.5 27.5	10 10	() 書及び[] 書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		農業基盤整備促進事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	() 書及び[] 書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				
		水利施設等整備事業	50 <50> {50} [50] ((50)) 50 55	25 <25> {29} [33] ((32)) 27.5 27.5	10 <11> {14} [17] ((18)) 10 10	< > 書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 { } 書は更新事業に適用する。 [] 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)ただし、(()) 書は地域用水機能増進型に適用する。 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		農業水利施設等保全合理化事業	50 55	27.5 27.5	10 10	
		農地防災				
		防災ダム事業 (防災ダム工事)	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。
		(防災ため池工事)	55 50 50 55 55	34 39 34 39 34	11 11 16 6 11	注8)に該当するものに適用する。
		(地震対策ため池防災工事)	55 50	34 34	11 16	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	55 50 50	28 33 29	11 11 14	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 50 50	28 33 29 29	11 11 14 14	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18	

(都道府県営：その5)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			農 林 水 産 省			
			国庫率	都府県	市町村	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災				
		農地保全事業	55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11	
		農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合整備事業)				農業生産基盤整備(注17)及び農村保全管理施設(注18)に係るものは、各事業の負担割合を適用する。
		(特定農業用管水路等特別対策事業)	50	35	10	
		地盤沈下対策事業	55 50 50 55 55	34 39 34 39 34	11 11 16 6 11	
		地域ため池総合整備事業	55 50 55	28 29 29	11 14 14	注9)に該当するものに適用する。
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 50 50	37 42 32	8 8 18	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	50 55 <2/3>	29 29 <29>	14 14 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		ため池群整備事業	55 50	34 34	11 16	注8)に該当するものに適用する。
		土地改良施設豪雨対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。
		水質保全対策事業	55 50 50 55	34 34 32 34	11 16 18 11	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				
		集落基盤再編型	50 55 50 <50> [50] [45]	25 30 25 <25> [25] [27.5]	10 10 10 <11> [10] [10]	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17)農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。 く>書は地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備に係るものに適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。(注19) []書は基幹水利施設補修に係るものに適用する。(注20)
		中山間地域総合整備型	55	30	10	
		農地環境整備型	55	30	10	

(都道府県営：その6)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			農 林 水 産 省				
			国庫率	都府県	市町村		
農地集積・集約化等 対策費	農地集積・集約化等 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50	27.5	10	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに 適用する。(注22) ()書は流域治水対策に適用する。(注29)	
			55	27.5	10		
			(50)	(32)	(18)		
			(55)	(32)	(13)		
			[50]	[29]	[14]		
			[55]	[29]	[14]		
農業生産基盤整備推 進費	農業水利施設保全管 理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業					
		(長寿命化対策)	50	27.5	10	{ }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資す る生態系保全施設等の整備(注21)を除く。	
			55	27.5	10		
			{50}	{31}	{13}		
			{55}	{30}	{12}		
			[50]	[34]	[16]		
			[55]	[31]	[14]		
		(防災減災対策)	50	34	16	農村環境水質保全整備を除く。(注21)	
			55	34	11		
			50	29	14		
			55	29	14		
			50	32	18		
			55	32	13		
			50	35	10		
			55	35	10		
			畑作等促進整備事業	50	27.5	10	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに 適用する。(注22)
				55	27.5	10	
				(50)	(32)	(18)	
				(55)	(32)	(13)	
				[50]	[29]	[14]	
				[55]	[29]	[14]	

(都道府県営：その7)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
			北 海 道					
			国庫率	道	市町村			
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	50	32.5	10	営農環境整備を除く。(注21) ()書は流域治水対策に適用する。(注30)		
			55	32.5	10			
			(50)	(32)	(18)			
			(55)	(32)	(13)			
		農業競争力強化農地整備事業	50	32.5	10	営農環境整備(注21)を除く。 ()書は流域治水対策に適用する。(注29)		
			55	32.5	10			
			(50)	(32)	(18)			
			(55)	(32)	(13)			
		農業基盤整備促進事業	50	32.5	10	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)		
			52	32.5	10			
			55	32.5	10			
			(52)	(32)	(16)			
			(55)	(32)	(13)			
			[52]	[29]	[14]			
			[55]	[29]	[14]			
		草地畜産基盤整備事業	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。		
		水利施設等保全高度化事業						
		水利施設整備事業						営農環境整備(注21)を除く。 < >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 { }書は更新事業に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		(基幹水利施設整備型)			50	27.5	9	
		(農業用水再編対策型)			<50>	<27.5>	<10>	
		(地域用水機能増進型)			【50】	【32】	【18】	
		(流域水質保全機能増進型)			【55】	【32】	【13】	
		(排水対策特別型)			{50}	{31}	{13}	
		(基幹水利施設保全型)			[50]	[34]	[16]	
		(水利施設集約再編型)			(50)	(35)	(12)	
		(低炭素農業水利システム構築型)			(55)	(33)	(11)	
		(流域治水対策型)						
		(農地集積促進型)			50	32.5	10	
					55	32.5	10	
		(畑作等推進支援水利再編型)			50	32.5	10	
					55	32.5	10	
		(簡易整備型)			50	32.5	10	
					52	32.5	10	
					55	32.5	10	
					{50}	{35}	{12}	
					{52}	{34}	{12}	
					{55}	{33}	{11}	
					[50]	[36]	[14]	
					[52]	[35]	[13]	
					[55]	[34]	[11]	
		水利施設等保全高度化事業						
		畑地帯総合整備事業						営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。
		(畑地帯総合整備型)			52	28	8	
		(畑地帯総合整備中山間地域型)			55	28	8	
		(高収益作物導入促進型)			50	32.5	10	
			55	32.5	10			
(高収益作物転換型)			50	33.5	10.5			
			55	33	10			
(畑作物等転換型)			50	33.5	10.5			
			55	33	10			
土地改良施設突発事故復旧・防止事業			50	32	18			
			55	32	13			

(都道府県営：その8)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		北 海 道				
		国庫率	道	市町村		
農業農村整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	55 (55)	32 (33)	11 (12)	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。
		防災ダム整備事業	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。
		ため池整備事業				
		(地震・豪雨対策型)	55 50 55 50	34 34 34 34	11 16 11 16	注8)に該当するものに適用する。
		(一般整備型)	55 50 55 50 55	28 33 33 29 29	11 11 11 14 14	注9)に該当するものに適用する。
		(ため池長寿命化型)	50 55	29 29	14 14	
		(ため池群整備型)				
		用排水施設等整備事業				
		湛水防除事業	55 50 55 50 55 50 55 <50> <55>	37 42 42 37 37 32 32 <36> <36>	8 8 3 13 8 18 13 <14> <9>	< >書は国営総合農地防災事業に附帯する道営 防災事業に適用する。
		地盤沈下対策事業				
		用排水施設整備事業	55 50 55 50 55	28 33 33 29 29	11 11 11 14 14	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業	50 50	41 32	9 18	
		農地保全整備事業	50 50 50 50 55	36 33 31 29 29	14 11 13 14 14	
		地域防災機能増進事業				
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	32 32	18 13	注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	37 32 32	8 18 13	
		農道防災対策工事	55 50 55	37 32 32	8 18 13	

(都道府県営：その9)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			北 海 道				
			国庫率	道	市町村		
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	農業用河川工作物等応急対策事業	55	37	8	注12)に該当するものに適用する。	
			50	42	8		
			55	42	3		
			50	32	18		
			55	32	13		
		特定農業用管水路等特別対策事業	50	35	10		
			55	35	10		
		水質保全対策事業	55	34	11	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) く>書は国営総合農地防災事業に附帯する道営防災事業に適用する。	
			50	34	16		
			50	32	18		
			55	34	11		
			<50>	<36>	<14>		
			<55>	<36>	<9>		
			公害防除特別土地改良事業	55	41	4	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。
				50	34	16	
		50		32	18		
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	55	34	11	注30)に該当するものに適用する。	
			50	34	16		
		ため池洪水調節機能強化事業	55	34	11		
	50		34	16			
湛水被害総合対策事業	50	37	13				
	55	37	8				
	50	32	18				
	55	32	13				
農業用施設等災害管理対策事業	50	29	14	注15)に該当するものに適用する。			
	55	29	14				
農村防災施設整備事業	50	29	14	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く く>書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。			
	55	29	14				
	<2/3>	<29>	<4.4>				
農業水利施設危機管理対策事業	50	29	14				
	55	29	14				
(安全対策)	50	32	18				
	55	32	13				
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	31	13	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。	

(都道府県営：その10)

(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		北 海 道				
		国庫率	道	市町村		
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				
		農地整備事業	50	32.5	10	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
			52	32.5	10	
			55	32.5	10	
		農業基盤整備促進事業	50	32.5	10	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
			52	32.5	10	
			55	32.5	10	
			(52)	(32)	(16)	
			(55)	(32)	(13)	
			[52]	[29]	[14]	
			[55]	[29]	[14]	
		草地畜産基盤整備事業	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
			55	25	10	
		水利施設整備				
		水利施設等整備事業	50	27.5	9	< >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 { }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。 ただし補助率の嵩上げは畑地帯担い手育成型のみ適用する。
			<50>	<27.5>	<10>	
			{50}	{31}	{13}	
			[50]	[34]	[16]	
			52	28	8	
			55	28	8	
			農業水利施設等保全合理化事業	50	32.5	
			55	32.5	10	
		農地防災				
		防災ダム事業				注7)に該当するものに適用する。
		(防災ダム工事)	55	39	6	
		(防災ため池工事)	55	34	11	注8)に該当するものに適用する。
			50	39	11	
			50	34	16	
			55	39	6	
			55	34	11	
		(地震対策ため池防災工事)	55	34	11	
			50	34	16	
		ため池等整備事業				注9)に該当するものに適用する。
		(ため池整備工事)	55	28	11	
(ため池整備工事(特別対策型))	50	33	11			
(ため池整備工事 (都市型緊急整備事業))	50	29	14			
(ため池水質改善工事)						
(ため池等農地災害 危機管理対策事業)						
(用排水施設整備工事)	55	28	11	注10)に該当するものに適用する。		
(湖岸堤防工事)	50	33	11			
	50	29	14			
湛水防除事業	55	37	8			
	50	42	8			
	50	37	13			
	50	32	18			

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
			北 海 道					
			国庫率	道	市町村			
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災						
		農地保全事業	50 50 50 50	36 33 31 29	14 11 13 14			
		農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合整備事業)				農業生産基盤整備(注17)及び農村保全管理施設(注18)に係るものは、各事業の負担割合を適用する。		
		(特定農業用管水路等特別対策事業)	50	35	10			
		地盤沈下対策事業						
		地域ため池総合整備事業	55 50 55	28 29 33	11 14 11	注9)に該当するものに適用する。		
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 50 50	37 42 32	8 8 18	注12)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設耐震対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。		
		農村災害対策整備事業	50 55 <2/3>	29 29 <29>	14 14 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く < >書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
		ため池群整備事業						
		土地改良施設豪雨対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。		
		水質保全対策事業	55 50 50	34 34 32	11 16 18	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		農村整備						
		集落基盤再編型	50 55 50 <50> [50] [50] [50]	25 30 27.5 <27.5> [27.5] [27.5] [25]	10 10 9 <10> [9] [9] [10]	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。 < >書は地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備に係るものに適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹施設は除く。(注19) []書は基幹水利施設補修に係るものに適用する。(注20)		
		中山間地域総合整備型	55	30	10			
		農地環境整備型	55	30	10			
		農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化等対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50 52 55 (52) (55) [52] [55] {50} {55}	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29] {32} {32}	10 10 10 (16) (13) [14] [14] {18} {13}	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22) { }書は流域治水対策に適用する。(注29)

(都道府県営：その12)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			北 海 道			
			国庫率	道	市町村	
農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		(長寿命化対策)	50 55 {50} {55} [50] [55]	32.5 32.5 {35} {33} [36] [34]	10 10 {12} {11} [14] [11]	{ }書は更新事業に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	50 55 50 55 50 55 50 55	34 34 29 29 32 32 35 35	16 11 14 14 18 13 10 10	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び〔 〕書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)

(都道府県営：その13)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			沖 縄			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	75 (75)	12.5 (16)	5 (9)	営農環境整備を除く。(注21) ()書は流域治水対策に適用する。(注30)
		農業競争力強化農地整備事業	75 (75)	12.5 (16)	5 (9)	営農環境整備(注21)を除く。 ()書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業基盤整備促進事業	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	2/3	17	7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				
		水利施設整備事業				営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 { }書は更新事業に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)
		(基幹水利施設整備型)	80	10	4	併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		(農業用水再編対策型)	【80】	【13】	【7】	
		(地域用水機能増進型)	{80}	{12}	{5}	
		(流域水質保全機能増進型)	[80]	[13]	[7]	
		(排水対策特別型)	(80)	(13)	(6)	
		(基幹水利施設保全型)				
		(水利施設集約再編型)				
		(低炭素農業水利システム構築型)				
		(流域治水対策型)				
		(農地集積促進型)	80	12.5	5	営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。
		(畑作等推進支援水利再編型)	80	12.5	5	
		(簡易整備型)	80 {80}	12.5 {13}	5 {6}	
			[80]	[14]	[6]	
		畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型) (畑地帯総合整備中山間地域型)	75	12.5	5	営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。
		(高収益作物導入促進型)	80	12.5	5	
		(高収益作物転換型)	80	13	5	
		(畑作物等転換型)	80	13	5	
			土地改良施設突発事故復旧・防止事業	80	13	7
	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	75 (75)	18 (18)	6 (7)	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。
	農村地域防災減災事業費	防災ダム整備事業				
		ため池整備事業				
		(地震・豪雨対策型)	80	13	7	注8)に該当するものに適用する。
		(一般整備型)	80	11	6	注9)に該当するものに適用する。
		(ため池長寿命化型)	80	11	6	
		(ため池群整備型)	80	13	7	
		用排水施設等整備事業				
		湛水防除事業				
		地盤沈下対策事業				
		用排水施設整備事業	80 80 80	11 11 11	6 6 6	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業				

(都道府県営：その14)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
			沖 縄					
			国庫率	県	市町村			
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	農地保全整備事業	80 80 75	11 10 12.5	6 4 5			
		地域防災機能増進事業						
		土地改良施設豪雨対策事業				注11)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設耐震対策事業	80	13	7			
		農道防災対策工事	80	13	7			
		農業用河川工作物等応急対策事業						
		特定農業用管水路等特別対策事業						
		水質保全対策事業	75	16	9	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		公害防除特別土地改良事業						
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	80	13	7	注30)に該当するものに適用する。		
		ため池洪水調節機能強化事業	80	13	7			
		農業用施設等災害管理対策事業						
		農村防災施設整備事業	2/3 80 [75]	19 19 [19]	10 1 [6]	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 []書は甚大地域に適用する。		
		農業水利施設危機管理対策事業						
		(安全対策)	80	13	7			
		土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	80	12	5	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。	
		沖縄振興交付金事業推進費	沖縄振興公共投資交付金	農地整備				
				農地整備事業	75 80	12.5 12.5	5 5	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
	農業基盤整備促進事業			75 80 (80) [80]	12.5 12.5 (16) [11]	5 5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)	
	草地畜産基盤整備事業			2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。	
水利施設整備								
水利施設等整備事業	80 {80} [80] 75			10 {12} [13] 12.5	4 {5} [7] 5	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)		
農業水利施設等保全合理化事業	80			12.5	5			

(都道府県営：その１５)

(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			沖 縄			
			国庫率	県	市町村	
沖縄振興交付金事業 推進費	沖縄振興公共投資交 付金	農地防災				
		防災ダム事業 (防災ダム工事)				
		(防災ため池工事)	55	34	11	注8)に該当するものに適用する。
			50	34	16	
		(地震対策ため池防災工事)	80	13	7	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害 危機管理対策事業)	80	11	6	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	80 80 80	11 11 11	6 6 6	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	80	11	6	
		農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合整備事業)				農業生産基盤整備(注17)及び農村保全管理施設 (注18)に係るものは、各事業の負担割合を適用す る。
		(特定農業用管水路等特別対策事業)				
		地盤沈下対策事業				
		地域ため池総合整備事業	80	11	6	注9)に該当するものに適用する。
		農業用河川工作物等応急対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業	80	13	7	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	2/3 [75] [80]	19 [19] [19]	10 [6] [1]	注16)に該当するものに適用する。ただし、農 村生活維持施設整備(注21)を除く。 []書は災害地域及び甚大地域に適用する。
		ため池群整備事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	75	16	9	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、 公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併 せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				
		集落基盤再編型	2/3 75 80	17 17 10	6 6 4	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。 (注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除 く。
		中山間地域総合整備型	75	17	6	
		農地環境整備型	75	17	6	

(都道府県営：その16)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			沖 縄				
			国庫率	県	市町村		
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化等 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	80 (80) [80] {80}	12. 5 (16) [11] {13}	5 (4) [6] {7}	() 書及び[] 書は防災関連事業に係るものに 適用する。(注22) { } 書は流域治水対策に適用する。(注29)	
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全管 理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業					
		(長寿命化対策)	80 {80} [80]	12. 5 {13} [14]	5 {6} [6]	{ } 書は更新事業に適用する。 [] 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資す る生態系保全施設等の整備(注21)を除く。	
		(防災減災対策)	80 80 75 50	13 11 16 29	7 6 9 14		
		畑作等促進整備事業	80 (80) [80]	12. 5 (16) [11]	5 (4) [6]	() 書及び[] 書は防災関連事業に係るものに 適用する。(注22)	

(都道府県営：その17)

(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	60 (60)	25 (28)	8 (12)	営農環境整備を除く。(注21) ()書は流域治水対策に適用する。(注30)
		農業競争力強化農地整備事業	60 (60)	25 (28)	8 (12)	営農環境整備(注21)を除く。 ()書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業基盤整備促進事業	60 65 2/3 (60) [60]	25 25 20.9 (28) [29]	8 8 5 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	2/3	17	7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (農業用水再編対策型) (地域用水機能増進型) (流域水質保全機能増進型) (排水対策特別型) (基幹水利施設保全型) (水利施設集約再編型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	65 【65】 {65} {65} (65)	20 【23】 {23} {25} (26)	6 【12】 {8} {10} (8)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 { }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		(農地集積促進型)	60 65 2/3	25 25 20.9	8 8 5	
		(畑作等推進支援水利再編型)	65	25	8	
		(簡易整備型)	60 65 2/3 {60} {65} {2/3} [60] [65] [2/3]	25 25 20.9 {27} {26} {23.4} [29] [26] [25.4]	8 8 5 {10} {8} {7} [11] [9] [8]	
		畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型) (畑地帯総合整備中山間地域型)	2/3	20.9	5	営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。
		(高収益作物導入促進型)	65	25	8	
		(高収益作物転換型)	65	25.5	8	
		(畑作物等転換型)	65	25.5	8	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	2/3	24.4	9	
	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	70 (70)	23 (23)	6 (7)	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。

(都道府県営：その18)

(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			奄 美				
			国庫率	県	市町村		
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	防災ダム整備事業					
		ため池整備事業					
		(地震・豪雨対策型)	70 2/3	21.4 21.4	8.6 12	注8)に該当するものに適用する。	
		(一般整備型)	70 2/3	21 22.4	6 7	注9)に該当するものに適用する。	
		(ため池長寿命化型)	2/3	22.4	7		
		(ため池群整備型)	70 2/3	21.4 21.4	8.6 12	注8)に該当するものに適用する。	
		用排水施設等整備事業					
		湛水防除事業					
		地盤沈下対策事業					
		用排水施設整備事業	70 70 2/3 2/3 2/3	21 17 22.4 19 19	6 9 7 10 10	注10)に該当するものに適用する。	
		鉱毒対策事業					
		農地保全整備事業					
		地域防災機能増進事業					
		土地改良施設豪雨対策事業				注11)に該当するものに適用する。	
		土地改良施設耐震対策事業	2/3 2/3	29.4 24.4	4 9		
		農道防災対策工事	2/3 2/3	29.4 24.4	4 9		
		農業用河川工作物等応急対策事業	70 2/3	26 24.4	4 9	注12)に該当するものに適用する。	
		特定農業用管水路等特別対策事業					
		水質保全対策事業	2/3	21.4	12	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)	
		公害防除特別土地改良事業					
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	70 2/3	21.4 21.4	8.6 12	注30)に該当するものに適用する。	
		ため池洪水調節機能強化事業	70 2/3	21.4 21.4	8.6 12		
		農業用施設等災害管理対策事業					
		農村防災施設整備事業	50 55 70 2/3	29 29 29 29	14 14 1 4.4	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。	
		農業水利施設危機管理対策事業					
		(安全対策)	2/3	21.4	12		
		土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	65	23	8	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。

(都道府県営：その19)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県	市町村	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				
		農地整備事業	60	25	8	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	60 65 2/3 (60) [60]	25 25 20.9 (28) [29]	8 8 5 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				
		水利施設等整備事業	65 {65} [65] 2/3	20 {23} [25] 20.9	6 {8} [10] 5	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)
		農業水利施設等保全合理化事業	65	25	8	
		農地防災				
		防災ダム事業 (防災ダム工事)				
		(防災ため池工事)	55 50	34 34	11 16	注8)に該当するものに適用する。
		(地震対策ため池防災工事)	70 2/3	21.4 21.4	8.6 12	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害 危機管理対策事業)	70 2/3	21 22.4	6 7	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	70 70 2/3 2/3 2/3	21 17 22.4 19 19	6 9 7 10 10	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業				
		農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合整備事業)				農業生産基盤整備(注17)及び農村保全管理施設(注18)に係るものは、各事業の負担割合を適用する。
		(特定農業用管水路等特別対策事業)				
		地盤沈下対策事業				
		地域ため池総合整備事業	2/3 70	22.4 21	7 6	注9)に該当するものに適用する。

(都道府県営：その20)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県	市町村	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災				
		農業用河川工作物等応急対策事業	70 2/3	26 24.4	4 9	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	2/3	24.4	9	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	50 55 70 <2/3>	29 29 29 <29>	14 14 1 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		ため池群整備事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	2/3	21.4	12	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				
		集落基盤再編型	52 70	24 22	9 6	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。 (注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。
		中山間地域総合整備型	70	22	6	
		農地環境整備型	70	22	6	
農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化等対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	60 65 2/3 (60) [60]	25 25 20.9 (28) [29]	8 8 5 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22) ()書は流域治水対策に適用する。(注29)
農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		(長寿命化対策)	65 {65} [65]	25 {26} [26]	8 {8} [9]	{ }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	50 2/3 2/3 2/3 50 2/3	34 21.4 22.4 19 29 24.4	16 12 7 10 14 9	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	60 65 2/3 (60) [60]	25 25 20.9 (28) [29]	8 8 5 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)

(都道府県営：その21)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			離 島				
			国庫率	都 県	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	55 (55)	25 (34)	10 (11)	営農環境整備を除く。(注21) ()書は流域治水対策に適用する。(注30)	
		農業競争力強化農地整備事業	55 (55)	27.5 (34)	10 (11)	営農環境整備(注21)を除く。 ()書は流域治水対策に適用する。(注29)	
		農業基盤整備促進事業	55 (55) [55]	27.5 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)	
		草地畜産基盤整備事業	55	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。	
		水利施設等保全高度化事業					
		水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型)	50 <50>	27.5 <27.5>	9 <10>	営農環境整備(注21)を除く。 < >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 <<>書は基幹水利施設保全型に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 { }書は更新事業に適用する。ただし、{{}}書は基幹水利施設保全型に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)ただし、[[[]]]書は基幹水利施設保全型に適用する。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。	
		(農業用水再編対策型)					
		(地域用水機能増進型)	<<50>>	<<25>>	<<10>>		
		(流域水質保全機能増進型)	【55】	【32】	【13】		
		(排水対策特別型)	{50}	{31}	{13}		
		(基幹水利施設保全型)	{{50}}	{{29}}	{{14}}		
		(水利施設集約再編型)	[50]	[34]	[16]		
		(低炭素農業水利システム構築型)	[[50]]	[[33]]	[[17]]		
		(流域治水対策型)	(55)	(30)	(12)		
		(農地集積促進型)	55	27.5	10		
		(畑作等推進支援水利再編型)	55	27.5	10		
		(簡易整備型)	55 {55} [55]	27.5 {30} [31]	10 {12} [14]		
		畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型)	52	27.5	10		営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。
		(畑地帯総合整備中山間地域型)	55	27.5	10		
		(高収益作物導入促進型)	55	27.5	10		
		(高収益作物転換型)	55	28.5	10.5		
		(畑作物等転換型)	55	28.5	10.5		
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	52 60	34 34	14 6		
		中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	60 (60)	31 (32)	8 (8)	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。
		農村地域防災減災事業費	防災ダム整備事業				
	ため池整備事業						
	(地震・豪雨対策型)		60 60 60	36 34 34	4 6 6	注8)に該当するものに適用する。	
	(一般整備型)		60 60	30 31	10 9		
	(ため池長寿命化型)		60	31	9	注9)に該当するものに適用する。	
	(ため池群整備型)		60	34	6		
	用排水施設等整備事業						
	湛水防除事業		55 55 55	37 37 32	8 8 13		
	地盤沈下対策事業						

(都道府県営：その22)

(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		離 島					
		国庫率	都県	市町村			
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	用排水施設等整備事業					
		用排水施設整備事業	60	30	10	注10)に該当するものに適用する。	
			60	28	12		
			60	31	9		
			60	28	12		
		鉱毒対策事業	55	41	4		
			55	32	13		
		農地保全整備事業	52	31	11		
			50	31	13		
			50	29	14		
		地域防災機能増進事業					
		土地改良施設豪雨対策事業	55	32	13	注11)に該当するものに適用する。	
			土地改良施設耐震対策事業	55	36		9
				55	34		11
			農道防災対策工事	55	36		9
		55		34	11		
		農業用河川工作物等応急対策事業	55	36	9	注12)に該当するものに適用する。	
			55	34	11		
		特定農業用管水路等特別対策事業	55	35	5		
		水質保全対策事業	55	34	11	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)	
			55	32	13		
		公害防除特別土地改良事業					
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	60	34	6	注30)に該当するものに適用する。	
		ため池洪水調節機能強化事業	60	34	6		
		湛水被害総合対策事業	55	37	8		
			55	32	13		
		農業用施設等災害管理対策事業					
		農村防災施設整備事業	60	29	11	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 []書は甚大地域に適用する。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。	
			[60]	[29]	[11]		
			<2/3>	<29>	<4.4>		
	農業水利施設危機管理対策事業						
(安全対策)	60	26	14				
土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	29	14	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。		

(都道府県営：その23)

(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		離 島				
		国庫率	都県	市町村		
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				
		農地整備事業	55	27.5	10	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	55 (55) [55]	27.5 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				
		水利施設等整備事業	50 <50> <<50>> {50} {{50}} [50] [[50]] 52 55	27.5 <27.5> <<25>> {31} {{29}} [34] [[33]] 27.5 27.5	9 <10> <<10>> {13} {{14}} [16] [[17]] 10 10	< >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 <<>書は基幹水利施設保全型に適用する。 { }書は更新事業に適用する。ただし、{ }書は基幹水利施設保全型に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)ただし、[[]]書は基幹水利施設保全型に適用する。 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。 ただし補助率の嵩上げは畑地帯担い手育成型のみ適用する。
		農業水利施設等保全合理化事業	55	27.5	10	
		農地防災				
		防災ダム事業 (防災ダム工事)				
		(防災ため池工事)	55 52	36 34	9 14	注8)に該当するものに適用する。
		(地震対策ため池防災工事)	55 52	34 34	11 14	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害 危機管理対策事業)	55 52	30 31	10 11	
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 55 52 52	30 28 31 28	10 12 11 14	注9)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業	55 50 50	37 37 32	8 13 18	
		農地保全事業	52 50 50	31 31 29	11 13 14	
		農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合整備事業)				農業生産基盤整備(注17)及び農村保全管理施設(注18)に係るものは、各事業の負担割合を適用する。
		(特定農業用管水路等特別対策事業)	50	35	10	

(都道府県営：その24)

(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
			離 島					
			国庫率	都 県	市町村			
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災						
		地盤沈下対策事業						
		地域ため池総合整備事業	52 60 55	31 31 30	11 9 10	注9)に該当するものに適用する。		
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 52	36 34	9 11	注12)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設耐震対策事業	52	34	14	注11)に該当するものに適用する。		
		農村災害対策整備事業	50 60 <2/3>	29 29 <29>	14 11 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
		ため池群整備事業						
		土地改良施設豪雨対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。		
		水質保全対策事業	50 50	34 32	16 18	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		農村整備						
		集落基盤再編型	50 60 50	25 30 27.5	10 7 9	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。		
		中山間地域総合整備型	60	30	7			
		農地環境整備型	60	30	7			
		農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化等対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	55 (55) [55]	27.5 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22) ()書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
				(長寿命化対策)	55 {55} [55]	27.5 {30} [31]	10 {12} [14]	{ }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
(防災減災対策)	60 60 55 60 55 55			34 31 32 28 34 35	6 9 13 12 11 5	農村環境水質保全整備を除く。(注21)		
畑地等促進整備事業	55 (55) [55]			27.5 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)		

(市町村営：その１)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	50 55 【50】 【55】	27.5 27.5 【32】 【32】	10 10 【18】 【13】	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策に適用する。	
		農業競争力強化農地整備事業					
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	21 21		
		草地畜産基盤整備事業	50	14	21		雑用水施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業					
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	{50} 【50】 【55】 (50) (55)	{18} 【21】 【21】 (14) (14)	{25} 【29】 【24】 (21) (21)	営農環境整備(注21)を除く。 ()書は更新事業に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 ()書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。	
		(簡易整備型)	50 55 [50] [55]	14 14 [22] [19]	21 21 [28] [26]		
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	50 55	29 28.5	11 10.5		
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50 55	21 21	29 24		
		中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	55 (55)	17 (19)	23 (26)	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。
		農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				
			(地震・豪雨対策型)	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注8)に該当するものに適用する。
	(一般整備型) (ため池長寿命化型)		50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。	
	用排水施設等整備事業						
	湛水防除事業		55 50 55	19 21 21	26 29 24		
	用排水施設整備事業		55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。	
	鉱毒対策事業		50 55	21 21	29 24		
	農地保全整備事業		50 45 55	18 20 18	25 28 25		
	地域防災機能増進事業						
	土地改良施設豪雨対策事業		50 55	21 21	29 24	注11)に該当するものに適用する。	
	土地改良施設耐震対策事業		55 50 55	19 21 21	26 29 24		

(市町村営：その2)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
			農 林 水 産 省						
			国庫率	都府県	市町村				
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	地域防災機能増進事業							
		農道防災対策工事	55 50 55	19 21 21	26 29 24				
		農業用河川工作物等応急対策事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。			
		特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	18 18	25 25				
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)			
		公害防除特別土地改良事業	55 50 45 40	19 21 24 26	26 29 31 34	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。			
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	21 21	24 29	注30)に該当するものに適用する。			
		ため池洪水調節機能強化事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24				
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	18 18	25 25	注15)に該当するものに適用する。			
		農村防災施設整備事業	50 55 <2/3>	18 18 <18>	25 25 <15.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。			
		(安全対策)	50 55	21 21	29 24				
		土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	18	25	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。		
		農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備					
				農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	21 21		
				水利施設整備					
				水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 [50]	14 [22]	21 [28]	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。	
				----- (地域農業水利施設保全型)	50 55 [50] [55]	14 14 [22] [19]	21 21 [28] [26]		
				農地防災					
				防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	55 50 55	19 21 21	26 29 24		注8)に該当するものに適用する。

(市町村営：その3)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
			農 林 水 産 省					
			国庫率	都府県	市町村			
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災						
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。		
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。		
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24			
		農地保全事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25			
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)	50 55	18 18	25 25			
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注11)に該当するものに適用する。		
		農村災害対策整備事業	50 55 <2/3>	18 18 <18>	25 25 <15.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24	注11)に該当するものに適用する。		
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		農村整備						
		集落基盤再編型	50	14	21	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。		
		中山間地域総合整備型	55	14	21			
		農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化等対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	14 14 (15) (14) [21] [21]	21 21 (22.5) (21) [29] [24]	()書は農地整備・集約推進費活用型及び推進費等活用型に適用する。 []書は流域治水対策に適用する。(注29)

(市町村営：その4)

R7. 4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		農 林 水 産 省			
		国庫率	都府県	市町村	
農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業			
		(長寿命化対策)			
		50	14	21	
		55	14	21	
		[50]	[22]	[28]	
		[55]	[19]	[26]	
		(防災減災対策)			
		50	21	29	
		55	21	24	
		50	32	18	
		55	32	13	
		50	18	25	
		55	18	25	
		畑作等促進整備事業			
		50	14	21	
		55	14	21	
		(50)	(15)	(22.5)	
		(55)	(14)	(21)	

(市町村営：その5)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		北 海 道						
		国庫率	道	市町村				
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	50 55 【50】 【55】	32.5 32.5 【32】 【32】	10 10 【18】 【13】	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策に適用する。		
		農業競争力強化農地整備事業						
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	21 21			
		草地畜産基盤整備事業	50	14	21		雑用水施設整備(注21)を除く。	
		水利施設等保全高度化事業						
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	{50} 【50】 【55】 (50) (55)	{18} 【21】 【21】 (14) (14)	{25} 【29】 【24】 (21) (21)	営農環境整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。		
		(簡易整備型)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	21 21 〔28〕 〔26〕			
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	50 55	33.5 33	10.5 10			
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50 55	21 21	29 24			
		中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	55 (55)	17 (19)	23 (26)	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。	
		農村地域防災減災事業費	ため池整備事業					
			(地震・豪雨対策型)	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注8)に該当するものに適用する。	
			(一般整備型)	50	18	25		注9)に該当するものに適用する。
			(ため池長寿命化型)	55	18	25		
	用排水施設等整備事業							
	湛水防除事業		55 50 55	19 21 21	26 29 24			
	用排水施設整備事業		55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。		
	鉋毒対策事業		50 55	21 21	29 24			
	農地保全整備事業		50 55	18 18	25 25			
	地域防災機能増進事業							
	土地改良施設豪雨対策事業		50 55	21 21	29 24	注11)に該当するものに適用する。		
	土地改良施設耐震対策事業		55 50 55	19 21 21	26 29 24			
	農道防災対策工事		55 50 55	19 21 21	26 29 24			

(市町村営：その6)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		北 海 道						
		国庫率	道	市町村				
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	農業用河川工作物等応急対策事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。		
		特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	18 18	25 25			
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		公害防除特別土地改良事業	55 50 45	19 21 24	26 29 31	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。		
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	21 21	24 29	注30)に該当するものに適用する。		
		ため池洪水調節機能強化事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24			
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	18 18	25 25	注15)に該当するものに適用する。		
		農村防災施設整備事業	50 55 <2/3>	18 18 <18>	25 25 <15.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
		(安全対策)	50 55	21 21	29 24			
		土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	18	25	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。	
		農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				
				農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	21 21	
	水利施設整備							
	水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)			50 [50]	14 [22]	21 [28]	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。	
	----- (地域農業水利施設保全型)			50 55 [50] [55]	14 14 [22] [19]	21 21 [28] [26]		
	農地防災							
	防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)			55 50 55	19 21 21	26 29 24		注8)に該当するものに適用する。
	ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)			50 55	18 18	25 25		注9)に該当するものに適用する。
	----- (用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)			55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。	

(市町村営：その7)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
			北 海 道					
			国庫率	道	市町村			
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災						
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24			
		農地保全事業	50 55	18 18	25 25			
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)	50 55	18 18	25 25			
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注11)に該当するものに適用する。		
		農村災害対策整備事業	50 55 〈2/3〉	18 18 〈18〉	25 25 〈15.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く 書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24	注11)に該当するものに適用する。		
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		農村整備						
		集落基盤再編型	50	14	21	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17)		
		中山間地域総合整備型	55	14	21	農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。		
		農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化等対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	14 14 (15) (14) [21] [21]	21 21 (22.5) (21) [29] [24]	()書は農地整備・集約推進費活用型及び推進費等活用型に適用する。 []書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
				(長寿命化対策)	50 55 [50] [55]	14 14 [22] [19]	21 21 [28] [26]	[]書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
				(防災減災対策)	50 55 50 55 50 55	21 21 32 32 18 18	29 24 18 13 25 25	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
				畑作等促進整備事業	50 55 (50) (55)	14 14 (15) (14)	21 21 (22.5) (21)	()書は産地形成支援活用型に適用する。

(市町村営：その８)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			沖 縄			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	75 【75】	12.5 【16】	5 【9】	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策に適用する。
		農業競争力強化農地整備事業				
		農業基盤整備促進事業	80	6	8	
		草地畜産基盤整備事業	2/3	9.4	14	雑用水施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	{80} 【80】 (80)	{8} 【9】 (6)	{9} 【11】 (8)	営農環境整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
		(簡易整備型)	80 [80]	6 [9]	8 [11]	低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	80	13	5	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	80	9	11	
		中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	75 (75)	9 (11)	13 (14)
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				
		(地震・豪雨対策型)	80	9	11	注8)に該当するものに適用する。
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	80	8	10	注9)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	80	8	10	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業				
		農地保全整備事業	80	8	10	
		地域防災機能増進事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	80	9	11	
		農道防災対策工事	80	9	11	
		農業用河川工作物等応急対策事業				注12)に該当するものに適用する。
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業	75	11	14	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		公害防除特別土地改良事業				
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	80	9	11	注30)に該当するものに適用する。
		ため池洪水調節機能強化事業	80	9	11	
		農業用施設等災害管理対策事業				
		農村防災施設整備事業	2/3 80 75	12 8 9	17.4 10 13	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。
		(安全対策)	80	9	11	
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	80	8	9	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。

(市町村営：その9)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			沖 縄 県			
			国庫率	県	市町村	
沖縄振興交付金事業 推進費	沖縄振興公共投資交 付金	農地整備				
		農業基盤整備促進事業	80	6	8	
		水利施設整備				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	80 〔80〕	6 〔9〕	8 〔11〕	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落 環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	80 〔80〕	6 〔9〕	8 〔11〕	
		農地防災				
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	80	9	11	注8)に該当するものに適用する。
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	80	8	10	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	80	8	10	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	80	8	10	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業				
		土地改良施設耐震対策事業	80	9	11	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	2/3 80 75	12 8 9	17.4 10 13	注16)に該当するものに適用する。ただし、 農村生活維持施設整備(注21)を除く。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	75	11	14	水質保全対策のうち水質保全施設に係るも の、公害防止計画に基づくもの及び水質保全 施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				
		集落基盤再編型	70	8	13	農業生産基盤整備に係るもののみに適用す る。(注17) 農村生活環境整備及び保安全管理等(注21)を 除く。
		中山間地域総合整備型	75	7	11	
農地集積・集約化等 対策費	農地集積・集約化等 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	80 (80)	6 (9)	8 (11)	()書は流域治水対策に適用する。(注29)
農業生産基盤整備推 進費	農業水利施設保全管 理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)	80 〔80〕	6 〔9〕	8 〔11〕	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用す る。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に 資する生態系保全施設等の整備(注21)を除 く。
		(防災減災対策)	80 75 80	9 11 8	11 14 10	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	80	6	8	

(市町村営：その１０)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		奄 美				
		国庫率	県	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	60 【60】	25 【28】	8 【12】	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策に適用する。	
	農業競争力強化農地整備事業					
	農業基盤整備促進事業	60	14	18		
	草地畜産基盤整備事業	2/3	9.4	14	雑用水施設整備(注21)を除く。	
	水利施設等保全高度化事業					
	水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	{65} 【65】 (65)	{13} 【15】 (14)	{17} 【20】 (14)	営農環境整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)	
	(簡易整備型)	60 【60】	14 【18】	18 【22】	低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。	
	畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	65	25.5	8		
	土地改良施設突発事故復旧・防止事業	2/3	14.4	19		
	中山間地域農業農村総合整備事業費	70 (70)	11 (13)	15 (17)	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。	
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				
	(地震・豪雨対策型)	70 2/3	13 14.4	17 19	注8)に該当するものに適用する。	
	(一般整備型) (ため池長寿命化型)	2/3	12	17.4	注9)に該当するものに適用する。	
	用排水施設等整備事業					
	湛水防除事業					
	用排水施設整備事業	70 2/3	11 12	15 17.4	注10)に該当するものに適用する。	
	鉋毒対策事業					
	農地保全整備事業	65	13	17		
	地域防災機能増進事業					
	土地改良施設豪雨対策事業				注11)に該当するものに適用する。	
	土地改良施設耐震対策事業	2/3	14.4	19		
	農道防災対策工事	2/3	14.4	19		
	農業用河川工作物等応急対策事業	2/3	24.4	9	注12)に該当するものに適用する。	
	特定農業用管水路等特別対策事業					
	水質保全対策事業	2/3	14.4	19	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)	
	公害防除特別土地改良事業					
	防災重点農業用ため池緊急整備事業	70 2/3	13 14.4	17 19	注30)に該当するものに適用する。	
	ため池洪水調節機能強化事業	70 2/3	13 14.4	17 19		
	農業用施設等災害管理対策事業					
農村防災施設整備事業	70	11	15	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。		

(市町村営：その１１)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		奄 美				
		国庫率	県	市町村		
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	(安全対策)	2/3	14. 4	19	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	65	13	17	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				
		農業基盤整備促進事業	60	14	18	
		水利施設整備				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	65 〔65〕	14 〔19〕	12 〔16〕	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	60 〔60〕	14 〔18〕	18 〔22〕	
		農地防災				
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	70 2/3	13 14. 4	17 19	注8)に該当するものに適用する。
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	2/3	12	17. 4	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	70 2/3	11 12	15 17. 4	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	65	13	17	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業	2/3	24. 4	9	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	2/3	14. 4	19	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	70	11	15	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	2/3	14. 4	19	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				
		集落基盤再編型	52	13	21	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。 (注17)
		中山間地域総合整備型	70	8	13	農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。
農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化等対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	60 (60)	14 (17)	18 (23)	()書は流域治水対策に適用する。(注29)
農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		(長寿命化対策)	65 〔65〕	14 〔18〕	14 〔17〕	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	2/3 2/3 2/3	24. 4 14. 4 12	9 19 17. 4	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	60	14	18	

(市町村営：その１２)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			離 島			
			国庫率	都県	市町村	
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	55 【55】	25 【34】	10 【11】	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策に適用する。
		農業競争力強化農地整備事業				
		農業基盤整備促進事業	55	14	21	
		草地畜産基盤整備事業	55	14	21	雑用水施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	{50} 【55】 (55)	{18} 【21】 (14)	{25} 【24】 (21)	営農環境整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
		----- (簡易整備型)	55 〔55〕	14 〔19〕	21 〔26〕	低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	55	28.5	10.5	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	52 60	21 17	27 23	
		中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	60 (60)	14 (17)	20 (23)
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				
		(地震・豪雨対策型)	60	17	23	注8)に該当するものに適用する。
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	60	15	20	注9)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	60	15	20	注10)に該当するものに適用する。
		鉋毒対策事業				
		農地保全整備事業	50	18	25	
		地域防災機能増進事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農道防災対策工事				
		農業用河川工作物等応急対策事業				
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業				
		公害防除特別土地改良事業	50	21	29	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	60	17	23	注30)に該当するものに適用する。
		ため池洪水調節機能強化事業	60	17	23	
		農業用施設等災害管理対策事業				

(市町村営：その１３)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
			離 島					
			国庫率	都 県	市町村			
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	農村防災施設整備事業	60 <2/3>	15 <15>	20 <18.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
		(安全対策)	60	17	23			
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	18	25	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。		
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備						
		農業基盤整備促進事業	55	14	21			
		水利施設整備						
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 [50]	14 [22]	21 [28]	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。		
		(地域農業水利施設保全型)	55 [55]	14 [19]	21 [26]			
		農地防災						
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	60	17	23	注8)に該当するものに適用する。		
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	60	15	20	注9)に該当するものに適用する。		
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	60	15	20	注10)に該当するものに適用する。		
		湛水防除事業						
		農地保全事業	50	18	25			
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)						
		農業用河川工作物応急対策等事業						
		土地改良施設耐震対策事業						
		農村災害対策整備事業	60 <2/3>	15 <15>	20 <18.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
		土地改良施設豪雨対策事業						
		水質保全対策事業						
		農村整備						
		集落基盤再編型	50	14	21	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。		
		中山間地域総合整備型	60	11	17			
		農地集積・集約化等 対策費	農地集積・集約化等 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	55 (55)	14 (19)	21 (26)	()書は流域治水対策に適用する。(注29)

(市町村営：その１４)

R7.4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			離 島			
			国庫率	都 県	市町村	
農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		(長寿命化対策)	55 〔55〕	14 〔19〕	21 〔26〕	〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	60 60 55	17 15 21	23 20 24	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	55	14	21	

(土地改良区等営：その1)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考				
		農 林 水 産 省							
		国庫率	都府県	市町村					
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業							
		草地畜産基盤整備事業	50	14	13	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。			
		農業基盤整備促進事業	50	14	13				
			55	14	13				
		水利施設等保全高度化事業							
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型) ----- (簡易整備型)	【50】 【55】 (50) (55)	【21】 【21】 (14) (14)	【29】 【24】 (13) (13)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。			
			50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	13 13 〔28〕 〔26〕				
			畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	50 55	29 28.5		11 10.5		
				50 55	21 21		29 24		
			土地改良施設突発事故復旧・防止事業						
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業							
			(地震・豪雨対策型)						
			(一般整備型)	50	18	25	注9)に該当するものに適用する。		
			(ため池長寿命化型)	55	18	25			
			用排水施設等整備事業						
			湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24			
				用排水施設整備事業	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。	
					鉱毒対策事業	50 55	21 21		29 24
			農地保全整備事業			50 45 55	18 20 18		25 28 25
				地域防災機能増進事業					
				土地改良施設豪雨対策事業					
			土地改良施設耐震対策事業						
			農道防災対策工事						
			農業用河川工作物等応急対策事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。		
				特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	18 18		25 25	
					水質保全対策事業	55 50 55		19 21 21	26 29 24
				公害防除特別土地改良事業					

(土地改良区等営：その2)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
			農 林 水 産 省					
			国庫率	都府県	市町村			
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	21 21	24 29	注30)に該当するものに適用する。		
		ため池洪水調節機能強化事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24			
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	18 18	25 25	注15)に該当するものに適用する。		
		農村防災施設整備事業	50 55 <2/3>	18 18 <18>	25 25 <15.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
		(安全対策)	50 55	21 21	29 24			
		農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	13 13			
草地畜産基盤整備事業	50 55	14 12	13 12	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。				
		水利施設整備						
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 [50]	14 [22]	13 [28]	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。		
		(地域農業水利施設保全型)	50 55 [50] [55]	14 14 [22] [19]	13 13 [28] [26]			
		農地防災						
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)						
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。		
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。		
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24			
		農地保全事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25			
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)	50 55	18 18	25 25			

(土地改良区等営：その3)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		農 林 水 産 省						
		国庫率	都府県	市町村				
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災						
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設耐震対策事業						
		農村災害対策整備事業	50 55 〈2/3〉	18 18 〈18〉	25 25 〈15.4〉		注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。	
		土地改良施設豪雨対策事業						
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		農村整備						
		集落基盤再編型	50	14	13		農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。	
		中山間地域総合整備型						
		農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化等対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	14 14 (15) (14) [21] [21]	13 13 (22.5) (18.5) [29] [24]	()書は農地整備・集約推進費活用型及び推進費等活用型に適用する。 []書は流域治水対策に適用する。(注29)
農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業						
		(長寿命化対策)	50 55 [50] [55]	14 14 [22] [19]	13 13 [28] [26]	[]書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。		
		(防災減災対策)	50 55 50 55 50 55	21 21 32 32 18 18	29 24 18 13 25 25		農村環境水質保全整備を除く。(注21)	

(土地改良区等営：その４)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		北 海 道						
		国庫率	道	市町村				
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業						
		草地畜産基盤整備事業	50	14	13	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。		
		農業基盤整備促進事業	50	14	13			
			55	14	13			
		水利施設等保全高度化事業						
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	【50】 【55】 (50) (55)	【21】 【21】 (14) (14)	【29】 【24】 (13) (13)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。		
			(簡易整備型)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕		13 13 〔28〕 〔26〕	
				畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	50 55		33.5 33	10.5 10
					土地改良施設突発事故復旧・防止事業		50 55	21 21
		農村地域防災減災事業費	ため池整備事業					
			(地震・豪雨対策型)					
			(一般整備型) (ため池長寿命化型)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。	
			用排水施設等整備事業					
	湛水防除事業		55 50 55	19 21 21	26 29 24			
			用排水施設整備事業	55 50 55	17 18 18		22 25 25	注10)に該当するものに適用する。
				鉱毒対策事業	50 55		21 21	
	農地保全整備事業				55 50	17 18	22 25	
	地域防災機能増進事業							
	土地改良施設豪雨対策事業							
			土地改良施設耐震対策事業					
				農道防災対策工事				
	農業用河川工作物等応急対策事業		50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。		
			特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	18 18		25 25	
				水質保全対策事業	55 50 55		19 21 21	26 29 24
		公害防除特別土地改良事業						

(土地改良区等営：その5)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			北 海 道				
			国庫率	道	市町村		
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	21 21	24 29	注30)に該当するものに適用する。	
		ため池洪水調節機能強化事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24		
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	18 18	25 25	注15)に該当するものに適用する。	
		農村防災施設整備事業	50 55 <2/3>	18 18 <18>	25 25 <15.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。	
		(安全対策)	50 55	21 21	29 24		
		農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備			
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	13 13		
		草地畜産基盤整備事業	50 55	14 12	13 12	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。	
		水利施設整備					
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 [50]	14 [22]	13 [28]	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。	
(地域農業水利施設保全型)	50 55 [50] [55]	14 14 [22] [19]	13 13 [28] [26]				
農地防災							
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)					
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。	
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。	
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24		
		農地保全事業	55 50	17 18	22 25		
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)	50 55	18 18	25 25		
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。	

(土地改良区等営：その6)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		北 海 道						
		国庫率	道	市町村				
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災						
		土地改良施設耐震対策事業						
		農村災害対策整備事業	50 55 〈2/3〉	18 18 〈18〉	25 25 〈15.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
		土地改良施設豪雨対策事業						
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		農村整備						
		集落基盤再編型	50	14	13	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。		
		中山間地域総合整備型						
		農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化等対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	14 14 (15) (14) [21] [21]	13 13 (22.5) (18.5) [29] [24]	()書は農地整備・集約推進費活用型及び推進費等活用型に適用する。 []書は流域治水対策に適用する。(注29)
農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業						
		(長寿命化対策)	50 55 [50] [55]	14 14 [22] [19]	13 13 [28] [26]	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。		
		(防災減災対策)	50 55 50 55 50 55	21 21 32 32 18 18	29 24 18 13 25 25		農村環境水質保全整備を除く。(注21)	

(土地改良区等営：その7)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		沖 縄					
		国庫率	県	市町村			
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業					
		草地畜産基盤整備事業	2/3	9.4	9	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。	
		農業基盤整備促進事業	80	6	5		
		水利施設等保全高度化事業					
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型) (簡易整備型)	【80】 (80)	【9】 (6)	【11】 (5)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)	
			80 〔80〕	6 〔9〕	5 〔11〕	低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。	
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	80	13	5		
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	80	9	11		
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業					
		(地震・豪雨対策型)					
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	80	8	10	注9)に該当するものに適用する。	
		用排水施設等整備事業					
		湛水防除事業					
		用排水施設整備事業	80	8	10	注10)に該当するものに適用する。	
		鉋毒対策事業					
		農地保全整備事業	80	8	10		
		地域防災機能増進事業					
		土地改良施設豪雨対策事業					
		土地改良施設耐震対策事業					
		農道防災対策工事					
		農業用河川工作物等応急対策事業					
		特定農業用管路等特別対策事業					
		水質保全対策事業	75	11	14	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)	
		公害防除特別土地改良事業					
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	80	9	11	注30)に該当するものに適用する。	
		ため池洪水調節機能強化事業	80	9	11		
		農業用施設等災害管理対策事業					
		農村防災施設整備事業	2/3 80 75	12 8 9	17.4 10 13	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。	
			(安全対策)	80	9	11	

(土地改良区等営：その8)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		沖 縄				
		国庫率	県	市町村		
沖縄振興交付金事業 推進費	沖縄振興公共投資交 付金	農地整備				
		農業基盤整備促進事業	80	6	5	
		草地畜産基盤整備事業	2/3 75	9.4 7	9 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を 除く。
		水利施設整備				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	80 〔80〕	6 〔9〕	5 〔11〕	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用す る。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落 環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	80 〔80〕	6 〔9〕	5 〔11〕	
		農地防災				
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)				
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	80	8	10	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	80	8	10	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	80	8	10	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	2/3 80 75	12 8 9	17.4 10 13	注16)に該当するものに適用する。た だし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	75	11	14	水質保全対策のうち水質保全施設に係るも の、公害防止計画に基づくもの及び水質保全 施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				
		集落基盤再編型	70	8	8	農業生産基盤整備に係るもののみに適用す る。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を 除く。
		中山間地域総合整備型				
		農地集積・集約化等 対策費	農地集積・集約化等 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	80 (80)	6 (9)

(土地改良区等営：その9)

R7.4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			沖 縄			
			国庫率	県	市町村	
農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		(長寿命化対策)	80 [80]	6 [9]	5 [11]	〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	75 80 80	11 8 9	14 10 11	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	80	6	5	

(土地改良区等営：その１０)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		奄 美				
		国庫率	県	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				
	草地畜産基盤整備事業	2/3	9.4	9	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。	
	農業基盤整備促進事業	60	14	11		
	水利施設等保全高度化事業					
	水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	【65】 (65)	【15】 (14)	【20】 (9)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)	
	(簡易整備型)	60 [60]	14 [18]	11 [22]	低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。	
	畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	65	25.5	8		
	土地改良施設突発事故復旧・防止事業	2/3	14.4	19		
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				
		(地震・豪雨対策型)				
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	2/3	12	17.4	注9)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	70 2/3	11 12	15 17.4	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業				
		農地保全整備事業	70	11	15	
		地域防災機能増進事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農道防災対策工事				
		農業用河川工作物等応急対策事業	75	24.4	0.6	注12)に該当するものに適用する。
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業	2/3	14.4	19	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		公害防除特別土地改良事業				
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	70 2/3	13 14.4	17 19	注30)に該当するものに適用する。
		ため池洪水調節機能強化事業	70 2/3	13 14.4	17 19	
		農業用施設等災害管理対策事業				
		農村防災施設整備事業	70	11	15	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。

(土地改良区等営：その１１)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	(安全対策)	2/3	14.4	19	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				
		農業基盤整備促進事業	60	14	11	
		草地畜産基盤整備事業	2/3 70	9.4 8	9 8	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	65 〔65〕	14 〔19〕	8 〔16〕	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	60 〔60〕	14 〔18〕	11 〔22〕	
		農地防災				
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)				
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	2/3	12	17.4	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	70 2/3	11 12	15 17.4	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	70	11	15	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業	75	24.4	0.6	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	70	11	15	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	2/3	14.4	19	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				
		集落基盤再編型	52	13	13	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。
		中山間地域総合整備型				

(土地改良区等営：その１２)

R7.4
(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			奄 美			
			国庫率	県	市町村	
農地集積・集約化等 対策費	農地集積・集約化等 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	60 (60) [60]	14 (14) [17]	11 (13.5) [23]	()書は農地整備・集約推進費活用型及び 推進費等活用型に適用する。 []書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農地耕作条件改善事業				
農業生産基盤整備推 進費	農業水利施設保全管 理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)	65 [65]	14 [18]	9 [17]	[] 書は一体的に行う安全対策に適用す る。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に 資する生態系保全施設等の整備(注21)を除 く。
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 (防災減災対策)	75 2/3 2/3	24.4 14.4 12	0.6 19 17.4	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	60 (60)	14 (14)	11 (13.5)	()書は産地形成支援活用型に適用する。

(土地改良区等営：その１３)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			離 島				
			国庫率	都県	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業					
		草地畜産基盤整備事業	55 60	14 12	13 12	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。	
		農業基盤整備促進事業	55	14	13		
		水利施設等保全高度化事業					
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	【55】 (55)	【21】 (14)	【24】 (13)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)	
		(簡易整備型)	55 〔55〕	14 〔19〕	13 〔26〕		低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	55	28.5	10.5		
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	52 60	21 17	27 23		
		農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				
			(地震・豪雨対策型)				
			(一般整備型) (ため池長寿命化型)	60	15	20	注9)に該当するものに適用する。
	用排水施設等整備事業						
	湛水防除事業						
	用排水施設整備事業		60	15	20	注10)に該当するものに適用する。	
	鉱毒対策事業						
	農地保全整備事業		55 50	18 18	25 25		
	地域防災機能増進事業						
	土地改良施設豪雨対策事業						
	土地改良施設耐震対策事業						
	農道防災対策工事						
	農業用河川工作物等応急対策事業		60 60	36 34	4 6	注12)に該当するものに適用する。	
	特定農業用管水路等特別対策事業						
	水質保全対策事業						
	公害防除特別土地改良事業						
	防災重点農業用ため池緊急整備事業	60	17	23	注30)に該当するものに適用する。		
	ため池洪水調節機能強化事業	60	17	23			
	農業用施設等災害管理対策事業						

(土地改良区等営：その１４)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			離 島			
			国庫率	都県	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	農村防災施設整備事業	60 <2/3>	15 <15>	20 <18.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		(安全対策)	60	17	23	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				
		農業基盤整備促進事業	55	14	13	
		草地畜産基盤整備事業	55 60	14 12	13 12	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 [50]	14 [22]	13 [28]	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	55 [55]	14 [19]	13 [26]	
		農地防災				
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)				
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	60	15	20	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	60	15	20	
		湛水防除事業				
		農地保全事業	55 50	18 18	25 25	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業	60 60	36 34	4 6	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	60 <2/3>	15 <15>	20 <18.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業				

(土地改良区等営：その１５)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			離 島				
			国庫率	都 県	市町村		
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農村整備				農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。	
		集落基盤再編型	50	14	13		
		中山間地域総合整備型					
農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化等対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	55 (55) [55]	14 (14) [19]	13 (18.5) [26]	()書は農地整備・集約推進費活用型及び推進費等活用型に適用する。 []書は流域治水対策に適用する。(注29)	
農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。 農村環境水質保全整備を除く。(注21)	
		(長寿命化対策)	55 [55]	14 [19]	13 [26]		
		(防災減災対策)	60 60 60 55	36 34 15 21	4 6 20 24		
		畑作等促進整備事業	55 (55)	14 (14)	13 (18.5)		()書は産地形成支援活用型に適用する。

- 注１） 都道府県及び市町村の負担割合(地帯区分の欄の値)は、当該事業の国庫率に係る対象事業費に対する割合を示す。
- 注２） 附帯事業及び併せ行う事業等で、他の事業の国庫補助率を準用している場合は、準用されるそれぞれの事業の都道府県及び市町村の負担割合を適用する。
- 注３） 国土土地改良事業のうち国営総合農地防災事業、国営かんがい排水事業(併せ行うため池整備)、国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策、国営かんがい排水事業(国営流域治水対策事業)のうち流域治水に資する施設整備、土地改良施設突発事故復旧・防止事業並びに国営農地再編整備事業及び国営緊急農地再編整備事業のうち流域治水に資する施設整備、都道府県営及び団体営土地改良事業のうち農村地域防災減災事業、水利施設等保全高度化事業と併せ行う農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金における防災関連事業、沖縄振興公共投資交付金における防災関連事業、農地耕作条件改善事業における防災関連事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策、土地改良施設突発事故復旧・防止事業並びに農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設等保全高度化事業及び農地耕作条件改善事業のうち流域治水に資する施設整備については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
- 注４） 農地中間管理機構が事業主体となる場合は、都道府県営事業と同様の負担割合とする。
- 注５） 国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年７月７日付け元構改D第532号)第２の11に掲げる国営かんがい排水事業と一体的に行う農道の整備、国営農地再編整備事業実施要綱(平成７年４月１日付け7構改D第157号)第10の３に掲げる要綱第10の２の要件によらずに行う農業用道路の整備、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年４月１日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号農林水産省生産局長・農林水産省農村振興局長・林野庁及び水産庁長官連盟通知)別紙１(農地整備に係る運用)の運用１(農地整備事業)の第２の４に掲げる通作条件整備及び別紙４－１(農地整備に係る運用)の運用４(農道整備事業)の第１の２の(１)に掲げる農道整備事業、農村整備事業実施要領(令和３年４月１日付け２農振第2737号農林水産省農村振興局長通知)第２の２農道・集落道整備事業(集落道を除く。)並びに農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年３月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知)別表の区分の欄１の対策種類の欄(１)の交付対象事業の欄Ⅱに掲げる農道施設整備及び区分の欄２の対策種類の欄(１)の交付対象事業の欄Ⅲに掲げる農道施設整備は、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
- 注６） 廃止事業の要綱に基づき採択された地区については、この通達による改正後もなお従前の例による。
- 注７） 農村地域防災減災事業実施要領(平成25年２月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「農村地域防災減災事業実施要領」という。)第３の２(１)に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年４月１日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「農山漁村地域整備交付金実施要領」という。)別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅠの１(１)及び(４)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(平成24年４月６日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知。以下「沖縄振興公共投資交付金交付要綱」という。)別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅠの１(２)から(４)まで及び運用１別紙６(ため池群整備事業)の第１の２に掲げるもの。
- 注８） 農村地域防災減災事業実施要領別紙３(ため池整備事業に係る運用)の第２の１(１)及び２に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅠの１(２)から(４)まで及び運用１別紙６(ため池群整備事業)の第１の２に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅠの１(２)から(４)まで及び運用１別紙６(ため池群整備事業)の第１の２に掲げるもの。
- 注９） 農村地域防災減災事業実施要領別紙３(ため池整備事業に係る運用)の第２の１の(２)及び(３)に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅡの１(１)のＡからカまで、(２)のＡ、イ及びエからカまで、(３)のＡからオまで、(４)並びに(７)のＡ及びイ、運用１別紙２別記１の１の(１)から(３)まで、(５)及び(７)並びに２の(１)から(３)までに掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅡの１(１)のＡからカまで、(２)のＡ、イ及びエからカまで、(３)のＡからオまで、(４)並びに(７)のＡ及びイ、運用１別紙２別記１の１の(１)から(３)まで、(５)及び(７)並びに２の(１)から(３)までに掲げるもの。
- 注１０） 農村地域防災減災事業実施要領別紙４(用排水施設等整備事業に係る運用)の第２の３に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅡの１(５)及び(６)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅡの１(５)及び(６)に掲げるもの。
- 注１１） 農村地域防災減災事業実施要領別紙６(地域防災機能増進事業に係る運用)の第２の１から３に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙４の第２の２、運用１別紙７の第１の２に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙４の第２の２、運用１別紙７の第１の２に掲げるもの。
- 注１２） 農村地域防災減災事業実施要領別紙７(農業用河川工作物等緊急対策事業に係る運用)の第２の１及び２に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙３の第２の１及び２に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙３の第２の１及び２に掲げるもの。
- 注１３） 備考欄の水質保全施設及び水質保全施設と併せ行う施設の内容は以下に掲げるものとする。
- 農村地域防災減災事業における水質保全施設とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙９(水質保全対策事業に係る運用)の第２の別表１の事業メニューの表の区分の欄１に対応する工種の欄の(１)に対応する内容の欄のⅡ及びⅢ、同区分に対応する工種の欄の(２)に対応する内容の欄のⅡ及びⅢ、同区分に対応する工種の欄の(３)、同表の区分の欄の２に対応する工種の欄の(１)に対応する内容の欄のⅡ及びⅢ、同区分に対応する工種の欄の(２)並びに同表の区分の欄の４に対応する工種の欄の(１)に掲げるものとする。
- 農山漁村地域整備交付金における水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用２(水質保全対策事業)の第１の１の事業メニューの表の区分の欄の１に対応する工種の欄の(１)に対応する内容の欄のⅡ及びⅢ、同区分に対応する工種の欄の(２)に対応する内容の欄のⅡ及びⅢ、同区分に対応する工種の欄の(３)、同表の区分の欄の２に対応する工種の欄の(１)に対応する内容の欄のⅡ及びⅢ、同区分に対応する工種の欄の(２)並びに同表の区分の欄の５に対応する工種の欄の(１)に掲げるものとする。
- 農村地域防災減災事業における水質保全施設と併せ行う施設とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙９(水質保全対策事業に係る運用)の第２の別表１の事業メニューの表の区分の欄１に対応する工種の欄の(４)及び同表の区分の欄の２に対応する工種の欄の(３)から(５)に掲げるものとする。
- 農山漁村地域整備交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用２(水質保全対策事業)の第１の１の事業メニューの表の区分の欄の１に対応する工種の欄の(４)及び同表の区分の欄の２に対応する工種の欄の(３)から(５)に掲げるものとする。

- 注１４） 農村地域防災減災事業実施要領別紙10(公害防除特別土地改良事業に係る運用)の第２の１から３までに掲げるもの。
- 注１５） 農村地域防災減災事業実施要領別紙12(農業用施設等災害管理対策事業に係る運用)の第２の１から５までに掲げるもの。
- 注１６） 農村地域防災減災事業実施要領別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の別表１の区分欄１及び２に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙５別表１の区分欄の１及び２に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の運用１別紙５別表１の区分欄の１及び２に掲げるもの。
- 注１７） 備考欄の農業生産基盤整備の内容は以下に掲げるものとする。
農村地域防災減災事業における農業生産基盤整備とは、農村地域減災防災事業実施要領別紙８(特定農業用管路等特別対策事業に係る運用)の第２の１から３まで、別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の別表１の区分の欄の２に対応する事業種類の欄の(１)から(５)までに掲げるものとする。
農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅤの１に掲げるもの、運用１別紙５(農村災害対策整備事業)の第２の運用１別紙５別表１の区分の欄の１に対応する事業種類の欄の(１)、(２)及び(５)から(10)までに掲げるもの、別紙４－１(農村整備に係る運用)の運用１(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分欄の１及び４に掲げるものとする。
沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)のⅤの１に掲げるもの、運用１別紙５(農村災害対策整備事業)の第２の運用１別紙５別表１の区分の欄の１に対応する事業種類の欄の(１)、(２)及び(５)から(10)までに掲げるものとする。
- 注１８） 備考欄の農村保全管理施設の内容は以下に掲げるものとする。
農村地域防災減災事業における農村保全管理施設とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の別表１の区分の欄の１に対応する事業種類の欄の(１)から(８)までに掲げるもの。
農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙５(農村災害対策整備事業)の第２の運用１別紙５別表１の区分の欄の１に対応する事業種類の欄の(３)及び(４)並びに同表の区分の欄の２に対応する事業種類の欄の(１)から(８)までに掲げるもの。
沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙５(農村災害対策整備事業)の第２の運用１別紙５別表１の区分の欄の１に対応する事業種類の欄の(３)及び(４)並びに同表の区分の欄の２に対応する事業種類の欄の(１)から(８)までに掲げるもの。
- 注１９） 農山漁村地域整備交付金における備考欄の地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(平成23年４月１日付け22生畜第2433号、22農振第2216号、22林整計第359号、22水港第2429号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、農林水産省林野庁長官、農林水産省水産庁長官通知)による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領(以下「H22整備交付金要領」という。)別紙(番号12集落基盤整備事業に係る運用)の第１の５の事業メニューの表の区分の欄の１に対応する工種の欄の(２)に対応する内容の欄のウに掲げるものとする。
- 注２０） 農山漁村地域整備交付金における備考欄の基幹水利施設補修とは、H22整備交付金要領別紙(番号12集落基盤整備事業に係る運用)の第１の５の事業メニューの表の区分の欄の１に対応する工種の欄の(２)に対応する内容の欄のカの(ア)の②及び(カ)に掲げるものとする。
- 注２１） 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(平成30年３月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知)別紙１(農地整備事業に係る運用)の第３の別表の区分の欄の３、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年３月30日付け29農振第2605号、29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、生産局長通知。以下「農業競争力強化農地整備事業実施要領」という。)別紙１(農地整備事業に係る運用)の第３の別表の区分の欄の３、別紙３(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第10の１の(１)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(１)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(２)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年３月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知)別表２の区分の欄の３及び別紙１の第２の８、中山間地域農業農村総合整備事業実施要領(令和２年３月31日付け元農振第2792号農村振興局長通知)の別表の区分の欄の１に対応する事業種類の欄の(９)及び同表の区分の欄の２、農村地域防災減災事業実施要領別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の第２の別表１の区分の欄の３、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領(平成30年３月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知)別表１(長寿命化対策)の(１)のアの(ウ)、別表２(防災減災対策)の(１)のクの(イ)、別表２－１(水質保全対策関連)の４、農村整備事業実施要領(令和３年４月１日付け２農振第2737号農林水産省農村振興局長通知)第２に掲げる事業(２農道・集落道整備事業のうち農道に関する事業を除く。)、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙１(農地整備に係る運用)の運用１(農地整備事業)の第２の別表１の区分の欄の３、運用４(草地畜産基盤整備事業)の第10の１の(１)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(１)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(２)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、別紙２(水利施設整備に係る運用)の運用２(水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型)及び運用３(農業水利施設保全合理化事業)の第２の別表の区分の欄の３、運用５(地域用水環境整備事業)の第１の１(１)のアからキまで、(２)のアからエまで、別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙５(農村災害対策整備事業)の運用１別紙５(農村集落基盤再編・整備事業)の運用１別紙５別表１の区分の欄の３、別紙４－１(農村整備に係る運用)の運用１(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄の２及び３、別紙13(効果促進事業に係る運用)の第４に掲げるものとする。
なお、これらの事業等に係る地方負担額については、令和６年度地方債同意等基準(令和６年総務省告示第134号)及び令和６年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の１の規定によるものとする。
- 注２２） 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙５(農業基盤整備促進事業に係る運用)の第４の１に定める別記様式第１号、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙１の運用２(農業基盤整備促進事業)の第４の１に定める別記様式第１号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年４月９日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)第３の２に定める別記様式第２号、畑作等促進整備事業実施要領(令和５年４月３日付け農振第2643号農林水産省農村振興局長通知)の第６に定める別記様式第１号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。
- 注２３） 国営かんがい排水事業における併せ行うため池整備とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年７月７日付元構改D第532号農林水産事務次官依命通知。以下「国営かんがい排水事業実施要綱」という。)第２の６に掲げるもの。
- 注２４） 国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第２の10に掲げるもの。国営流域治水対策事業とは、国営かんがい排水事業実施要綱第２の１の表に掲げるもの。

- 注 2 5) 農業競争力強化基盤整備事業のうち水利施設等保全高度化事業の水利施設整備事業(ただし、簡易整備型を除く。)及び畑地帯総合整備事業と併せ行う農村地域防災減災事業とは、農村地域防災減災事業実施要領別表 1 の事業区分の欄の 1 の事業に掲げるもの。
- 注 2 6) 国営かんがい排水事業における緊急対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第 2 の 2 (4) に掲げるもののうち、耐震整備、地域防災対策及び豪雨災害対策を行うもの。
- 注 2 7) 国営総合農地防災事業における緊急対策とは、国営総合農地防災事業実施要綱(平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 486 号農林水産事務次官依命通知)第 2 の 2 (11) に掲げるもの。
- 注 2 8) 安全対策とは、国営かんがい排水実施要綱 2 の 1、水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知)第 2 の 1 (ただし、農地集積促進型を除く。)、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 1、運用 3 の 1 及び運用 5、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱第 2 の 1 と一体的に行うものとし、農業用排水施設への転落による被害の防止又は軽減を図るための施設を対象とする。
- 注 2 9) 流域治水対策とは、以下のうち流域治水に資する施設の整備とする。
農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙 1 の第 3 の 3 に掲げるものと一体的に実施される国営農地再編整備事業又は国営緊急農地再編整備事業
農業競争力強化農地整備事業実施要領別表 1 の区分の欄の 4 (4) 又は (5) に掲げるものと一体的に実施される農業競争力強化農地整備事業実施要領別表 1 の区分の欄 1 の事業
農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別紙 1 (農地整備事業に係る運用) の第 3 の別表の区分の欄の 4 の (4) 又は (5) に掲げるものと一体的に実施される農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別表 1 の区分の欄 1 の事業
農地耕作条件改善事業実施要綱のうち水田貯留機能向上に向けた整備等を行う事業
- 注 3 0) 農村地域防災減災事業実施要領別紙 17 (防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用) のうち、都道府県営事業については第 2 の 1、2、3 (7)・(8) 及び 6 に掲げるもの、市町村営事業については第 2 の 1、2、3 (7) 及び 6 に掲げるもの、土地改良区等営事業については第 2 の 1 (2) (ため池の廃止に係るものを除く。)、3 (7) 及び 6 に掲げるものとする。
- 注 3 1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)の施行により過疎地域の指定除外になった市町村(令和 4 年度に再設定されたものを除く。)では、令和 5 年度以降、該当事業の国庫補助率が漸減していくため(土地改良事業関係補助金交付要綱に規定)、これに対応した負担割合を適用する。
- 注 3 2) 国営かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策及び豪雨災害対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第 2 の 11 に掲げるもの。
- 注 3 3) 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第 2 世代交付金)交付要綱(インフラ整備事業(農業農村整備事業)) (令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2934 号農林水産事務次官依命通知) の別表に掲げる事業は、準用されるそれぞれの事業の都道府県及び市町村の負担割合を適用する。
- 注 3 4) 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第 2 世代交付金)交付要綱(インフラ整備事業(農山漁村地域整備交付金)) (令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2948 号農林水産事務次官依命通知) の別表に掲げる事業は、準用されるそれぞれの事業の都道府県及び市町村の負担割合を適用する。